

〔 〕全体についての 防火・防災管理に係る消防計画

第1章 総 則

(目的)

第1条 この全体についての防火・防災管理に係る消防計画（以下「全体の消防計画」という。）は消防法に基づき、〔 〕（以下「当該建物」という。）の全体についての防火・防災管理上必要な事項を定め、火災、大規模地震、毒性物質の発散等の災害による人命の安全確保、被害の軽減並びに二次災害の発生防止を図るため、予防的対策及び災害が発生した場合の応急的対策の徹底を図ることを目的とする。

【下線部 消防法第8条、第8条の2、第8条の2の5及び第36条】

【これ以降の※箇所は、該当する場合に記載するものとし、該当しない場合は削除し、以降の各章条項を繰り上げる。】

(適用範囲)

第2条 この全体の消防計画の適用範囲は、次のとおりとする。

- (1) 当該建物に勤務し、出入りするすべての者
- ※(2) 当該建物の防火・防災管理業務の一部を受託している者

(災害想定)

第3条 この全体の消防計画は、大規模地震（震度6強程度）発生時における当該建物の被害を「災害想定」（別表1）により想定し、これに対応した対策を定める。

※ 第2章 協議会の設置等

(協議会の設置)

第4条 当該建物の防火・防災管理を行うため、すべての管理権原者を構成員とする協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会の事務局は、〔 〕に置く。
- 3 協議会の構成員については、「協議会構成員一覧表」（別表2）のとおりとする。

(協議会の代表者)

第5条 協議会の代表者（以下「代表者」という。）は、管理権原者の互選により選任する。

- 2 代表者は、管理権原者との意思疎通及び連絡調整を図る。
- 3 代表者は、統括防火・防災管理者を選任し、全体の消防計画の実行に必要な防火・防災管理上の指示、命令を行う。
- 4 代表者は、次の場合、消防機関に届出を行う。
 - (1) 協議会の構成員を変更したとき
 - (2) 協議会の代表者又は統括防火・防災管理者を変更したとき
 - (3) 全体の消防計画を変更したとき

(協議会の運営)

第6条 協議会は、〔 月と 月〕に定例会議を開催する。また、以下の場合に特別会議を開催する。

- (1) 同種の建物で火災又はその他の災害が発生し多大な被害が出たとき
- (2) 管理権原者、統括防火・防災管理者からの報告、提案等に基づき、代表者が会議を開催する必要があると認めたとき
- (3) 過半数の管理権原者から要請があったとき
- (4) 第8条に定める防火・防災管理委員会が全体計画の見直しの必要性を認めたとき
- (5) その他当該建物の防火・防災上の安全について緊急な協議が必要なとき

- 2 協議の決定
協議会での議事は、3分の2以上の管理権原者が出席（委任状提出者を含む。）する会

議で、その3分の2以上の賛成により決定する。

3 経費の取り扱い

協議会の運営に必要な経費の取り扱いについては、別に定める。

(協議会の事業)

第7条 協議会は、共同で防火・防災管理を行うため、次の事項について協議する。

- (1) 全体の消防計画の作成及び見直しに関すること
- (2) 自衛消防組織の設置に関すること
- (3) 全体の自衛消防訓練の実施及び実施結果の検証に関すること
- (4) その他防火・防災管理上必要な事項に関すること

(消防計画の運用・管理組織)

第8条 防火・防災管理業務の確実な実践を図るため、防火・防災管理委員会を設ける。

2 防火・防災管理委員会の構成は、「**防火・防災管理委員会構成表**」(別表3)のとおりとする。

3 防火・防災管理委員会委員長は、会議を定期的(月と 月)に開催することとし、次の場合は、臨時に開催する。

- (1) 社会的反響の大きい災害が発生したとき
- (2) 管理権原者、防火・防災管理者等からの報告、提案により必要と認められたとき
- (3) その他防火・防災管理上必要と認められるとき

4 防火・防災管理委員会は、防火・防災管理業務の効果的な推進を図り、類似用途での被害発生、消防訓練の結果を踏まえた全体の消防計画の見直し、改善を行うため、次の事項について審議する。

- (1) 防火・避難施設、消防用設備等の点検・維持管理に関すること
- (2) 自衛消防組織の装備、運用体制に関すること
- (3) 自衛消防訓練の実施手法に関すること
- (4) 従業員の教育・訓練に関すること
- (5) テナントの入れ替えによる管理権原の及ぶ範囲の変更に関すること
- (6) 改修等の工事中における防火・防災管理に関すること
- (7) その他防火・防災管理上必要な事項

5 統括防火・防災管理者は、防火・防災管理委員会の審議結果を踏まえ、全体の計画を見直す。

第3章 管理権原者等の責務

(管理権原の範囲等)

第9条 管理権原者、防火・防災管理者及び管理権原の範囲については、「**管理権原者等一覧表**」(別表4)のとおり。

(管理権原者の責務)

第10条 各管理権原者は、それぞれの権原範囲内の安全についての責任者として、以下のことを行う。

各管理権原者は、協議して、統括防火・防災管理者を選任(解任)した時は、所轄消防署長に届け出る。管理権原者に変更がある場合も、その都度協議して、統括防火管理者を選任し所轄消防署長に届け出る。

各管理権原者は、協議して、統括防火・防災管理者の選任(解任)について、〔 〕に一任する。一任を受けた〔 〕が統括防火・防災管理者を定め、所轄消防署長に届け出る。

※ 統括防火・防災管理者の選任について、各管理権原者が、その都度協議をして、統括防火・防災管理者を選任し届出を行う場合は上段を、主要な者に一任して、統括防火・防災管理者を選任し届出を行う場合は下段を選択して下さい。

- 2 管理権原者は、当該建物全体についての防火・防災管理上必要な業務（以下「全体についての防火・防災管理業務」という。）を適切に遂行するために、統括防火・防災管理者に次の権限を付与する。
 - (1) 当該建物における全体の消防計画の作成、見直し及び変更に関する権限
 - (2) 当該建物全体についての防火に係る消火、通報及び避難の訓練の実施に関する権限
 - (3) 当該建物全体についての防災に係る避難の訓練の実施に関する権限
 - (4) 当該建物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関する権限
 - (5) その他全体についての防火・防災管理業務を行うために必要な権限
- 3 各管理権原者は、統括防火・防災管理者が作成（変更）する全体の消防計画の確認を行う。
- 4 各管理権原者は、統括防火・防災管理者に対し、全体についての防火・防災管理業務について、必要な指示を与え、適正に実施させる。
- 5 各管理権原者は、防火・防災管理者を選任（解任）した場合、所轄消防署長に届け出るとともに、統括防火・防災管理者へ報告する。

（統括防火・防災管理者の責務）

第 11 条 統括防火・防災管理者は、次の業務を行う。

- (1) 全体の消防計画の作成（変更）及び届出
- (2) 全体の消防計画の作成（変更）についての各管理権原者への確認
- (3) 全体の防火・防災管理業務を行うために必要な防火・防災管理者への指示
- (4) 自衛消防組織体制の運営
- (5) 全体の自衛消防訓練の実施
- (6) 管理権原者への防火・防災管理上必要な事項の報告及び提案
- (7) 収容物の転倒、落下、移動の防止措置
- (8) 工事中の安全対策の徹底
- (9) 火気使用の制限及び禁止の措置
- (10) 防火・避難施設の維持管理
- (11) 当該建物全般にわたる消防用設備等及び特殊消防用設備等の点検整備
- (12) 火気使用設備・器具、電気設備及び危険物施設の検査及び不良箇所是正の促進
- (13) 放火防止対策の推進
- (14) 消防機関への連絡及び届出
- (15) 関係機関との連絡
- (16) その他防火・防災管理上必要な事項

（防火・防災管理者の責務）

第 12 条 防火・防災管理者は、「防火・防災対象物実態把握表」（別表 5）により当該建物の把握に努め、全体計画の実行について、統括防火・防災管理者を補佐するとともに、協力して次の業務を行う。

- (1) 全体の消防計画の作成（変更）
- (2) 自衛消防組織に係る事項
- (3) 消火・通報及び避難訓練の実施
- (4) 当該建物の自主検査及び点検の実施並びに監督
- (5) 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検及び整備並びにその立会い
- (6) 避難通路、避難口その他の避難施設の維持管理
- (7) 収容人員の適正管理
- (8) 従業員等に対する防火・防災教育の実施
- (9) 火気の使用、取扱いの指導、監督
- (10) 収容物等の転倒、落下及び移動の防止措置
- (11) 改装工事など工事中の立会い及びその監督並びに防災計画等の樹立
- (12) 放火防止対策の徹底及び推進
- (13) 臨時開催の催し物等の管理及び監督

- (14) 関係機関との連絡
 - (15) 統括防火・防災管理者への報告
 - (16) その他防火・防災上必要な事項
- 2 防火・防災管理者は、全体の消防計画に適合した消防計画（以下「個別の消防計画」という。）を作成（変更）し、全体の消防計画及び個別の消防計画に基づき防火・防災管理業務を適切に実行する。
- なお、個別の消防計画の作成（変更）に際しては、統括防火・防災管理者と協議する。
- 3 防火・防災管理者は、統括防火・防災管理者の指示に従うとともに、次の行為を行う場合について統括防火・防災管理者に報告する。
- (1) 防火・防災管理者に選任・解任されたとき
 - (2) 個別の消防計画を作成又は変更したとき
 - (3) 各種法定点検、定期点検を実施したとき
 - (4) 火気使用設備・器具等の設置又は改修を行うとき
 - (5) 消防用設備等・特殊消防用設備等の不備欠陥が発見されたとき又は改修するとき
 - (6) 危険物、引火性物品及び大量の可燃物（以下「危険物品等」という。）を搬入し、貯蔵・取り扱うとき
 - (7) 用途の変更及び内装改修等の工事を行うとき
 - (8) 個別の消防計画に基づく消防訓練を実施するとき
- ※(9) 防火・防災管理業務を委託するとき
- (10) その他特異な事象

※（防火・防災管理業務の委託）

第 13 条 防火・防災管理業務の一部の委託を受けて行う者（以下「受託者」という）は、全体の消防計画に定めるところにより、管理権原者、統括防火・防災管理者、防火・防災管理者、統括管理者の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施する。

- 2 受託者の防火・防災管理業務の実施範囲及び方法は、「**防火・防災管理業務の委託状況表**」（別表 6）のとおりとする。
- 3 受託者は、防火管理業務と防災管理業務を一体的に実施する。
- 4 受託者は、受託した防火・防災管理業務について定期的に統括防火・防災管理者に報告する。

第 4 章 予防的事項

第 1 節 共通的事項

（予防活動組織）

第 14 条 予防的活動に係る組織は、防火・防災管理者を中心に各階などを単位として防火・防災担当責任者を、また各部屋、火気使用箇所などを単位として火元責任者を「**予防活動組織編成表**」（別表 7）のとおり定める。

- 2 防火・防災担当者は、次の業務を行う。
 - (1) 担当区域内の火元責任者に対する業務の指導及び監督に関すること
 - (2) 防火・防災管理者の補佐に関すること
- 3 火元責任者は、担当区域内において次の業務を行う。
 - (1) 火気管理に関すること
 - (2) 第 16 条に定める自主検査チェック表などによる建物、火気使用設備・器具、電気設備、危険物施設及び消防用設備等・特殊消防用設備等の日常の維持管理に関すること
 - (3) 地震火災の発生要因を踏まえた火気使用設備・器具の安全確認に関すること
 - (4) 防火・防災担当責任者の補佐に関すること

（自主点検・検査）

第 15 条 当該建物における消防用設備等・特殊消防用設備等、建築物及び工作物、火気使用設備・器具などの設備、施設を適正に維持管理するため、点検・検査員により自主点検・検査に係る組織を編成して点検・検査を行う。

2 防火・防災管理者は、点検・検査が個別の消防計画通り行われているか否かを確認するとともに、点検・検査の結果をチェックする。異常があった場合は、統括防火・防災管理者に報告する。

(建物等の自主検査)

第 16 条 建物の自主点検・検査は、「**自主検査表(日常)**」(別表 8)により日常点検を実施し、「**自主検査チェック表(定期)**」(別表 9)に基づき定期的(6ヶ月ごと)に実施する。

(消防用設備等・特殊消防設備等の自主点検)

第 17 条 消防用設備等・特殊消防設備等の自主点検は、「**消防用設備等自主点検チェック表**」(別表 10)に基づき、実施する。

(消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検)

第 18 条 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、消防設備点検業者に委託して(月と 月)の年 2 回実施する。

2 統括防火・防災管理者は、消防用設備等・特殊消防用設備等の点検実施時に立ち会う。

(防火対象物及び防災管理の法定点検)

第 19 条 消防法第 8 条の 2 の 2 に規定する防火対象物点検報告及び消防法第 36 第 1 項において準用する同法第 8 条の 2 の 2 に規定する防災管理点検報告は、次により行う。

(1) 管理権原者は、資格者又は点検業者等に委託して点検を実施させ、点検結果を所轄消防署長に報告する。

(2) 統括防火・防災管理者及び防火・防災管理者は、原則として点検実施時に立ち会う。

※(3) 管理権原者は、点検及び報告の事務手続きを〔 〕に委任する。

※(4) 各管理権原者は、点検者が行う点検に積極的に協力するとともに、点検者から不備指摘があれば即時改善を行う。

※ 上記(3)及び(4)について、管理権原者が、共同して防火対象物点検報告及び防災管理点検報告を行う場合は、記入して下さい。

【下線部分は、該当する場合に記載するものとし、該当しない場合は削除する。】

(建物の定期点検)

第 20 条 建物の定期検査は、資格者又は点検業者が行い、建物の維持管理に努める。

2 統括防火・防災管理者は、原則、定期検査実施時に立ち会う。

(点検・検査結果の報告、不備欠陥事項の改修等)

第 21 条 防火・防災管理者は、自主点検・検査及び法定点検の実施状況並びに不備・欠陥部分がある場合は、定期的に統括防火・防災管理者に報告する。ただし、不備・欠陥がある場合は、不備欠陥部分の改修計画、改修結果についても合わせて報告する。

2 管理権原者は統括防火・防災管理者より報告された自主点検・検査及び法定点検の内容に不備・欠陥部分があり、改修等を要する場合は、速やかに是正の措置を講じる。

(防火・防災管理維持台帳記録)

第 22 条 管理権原者、統括防火・防災管理者、防火・防災管理者は、消防機関への各種届出等について、「**届出等チェックリスト**」(別表 11)のとおり行う。

2 管理権原者は、報告又は届出した書類及び防火・防災業務に必要な書類等を全体の消防計画と一括して、防火・防災管理維持台帳に編冊し、保管する。

3 防火・防災管理維持台帳に編冊する書類等は、「**防火・防災管理維持台帳に編冊する書類等**」(別表 12)のとおりとする。

(休日・夜間等の対応)

第 23 条 防火・防災管理者は、休日・夜間等で従業員が少なくなる場合は、従業員相互の連絡を十分に行い、安全対策に空白が生じないようにする。

2 休日・夜間等の防火・防災管理業務は、「**休日・夜間等の防火・防災管理体制**」(別表 13)による管理体制により行う。

(工事中の安全対策)

第 24 条 防火・防災管理者は、工事を行う時は、工事中の安全対策の徹底を図る。また、次に掲げる工事を行う時は、工事中の消防計画を定め所轄消防署長に届け出る。

- (1) 建築基準法第 7 条の 6 に基づき特定行政庁に仮使用するための申請をしたとき
 - (2) 改築、模様替え等の工事中の防火対象物で消防用設備等及び避難施設の機能に影響を及ぼすとき
- 2 防火・防災管理者は、工事部分の防火担当責任者については、各作業グループ別及び作業種別に各現場監督者を指定し、区域内の火気管理、喫煙管理、危険物の管理等それぞれの場に応じた安全対策を行わせる。
- 3 防火・防災管理者は、前項の工事中の安全対策の実施状況について、必要に応じ現場確認を行い、法令適合や火気管理等、防火上の安全を確認する。
- 4 統括防火・防災管理者は、工事中の安全対策について、計画の確認や現場確認を行い、必要に応じて防火・防災管理者に指示を行う。

(工事中の遵守事項)

第 25 条 防火・防災管理者は、工事人に対して次の事項を周知し、遵守させる。

- (1) 溶接・溶断作業など火気を使用して工事を行う場合は、消火器などを準備して行う。
- (2) 工事を行う場合は、指定された場所以外では、喫煙、火気の使用を行わない。
- (3) 危険物品を持ち込む場合は、その都度、防火・防災管理者に承認を受ける。
- (4) 放火を防止するために、器材等の整理整頓を行う。
- (5) 災害発生時の通報連絡体制を樹立する。
- (6) 工事部分ごとに指定された防火担当責任者は、工事の状況について、定期的に防火・防災管理者に報告する。
- (7) 防火・防災管理者は、防火担当責任者からの報告に対して必要があれば統括防火・防災管理者へ連絡する。

(収容人員の管理)

第 26 条 防火・防災管理者は、用途区分ごとに定められた定員を超えて入場させない。

- 2 定員を超えるような事態になった場合は、掲示板、案内板、放送などにより新規入場を規制する。
- 3 統括防火・防災管理者は、催し物等で臨時に混雑が予想される場合は、避難経路の確保や避難誘導員の配置、増強等必要な措置を講じる。

第 2 節 火災に特有の内容

(火気使用設備等の出火防止)

第 27 条 防火・防災管理者は、火気使用設備・器具等の種類、使用する燃料、構造等に応じた安全管理に努める。

- 2 統括防火・防災管理者は、火気使用設備・器具等からの出火防止について、当該建物全体の共通的対策事項について周知する。

(喫煙・火気等の使用制限)

第 28 条 防火・防災管理者は、次の事項について喫煙及び火気等の使用の制限を行う。

- (1) 喫煙場所を明確に指定して徹底するとともに、以下の事項を行う。
 - ア 歩行中の喫煙、くわえたばこを禁止する。
 - イ 毎日終業後、不燃性の処理容器に吸殻をまとめ、水をかける等の安全対策を図る。
- (2) 火気使用設備・器具等の使用禁止場所は、厨房及び給湯室を除くすべての場所とする。

(臨時の火気使用)

第 29 条 次の事項を行う場合、臨時に火気を使用する者は、事前に防火・防災管理者に連絡し、承認を得なければならない。

- (1) 指定場所以外で喫煙又は火気を使用するとき
- (2) 各種火気使用設備・器具を設置又は変更するとき

- (3) 催物の開催及びその会場で火気を使用するとき
- (4) 危険物の貯蔵、取扱い、種類、数量等を変更するとき
- (5) 模様替え等の工事を行うとき

(火気等使用時の遵守事項)

第30条 火気等を使用する者は、次の事項を遵守する。

- (1) 火気使用設備・器具を使用する場合は、事前に設備器具の点検を行う。
- (2) 火気使用設備・器具を使用する場合は、周囲に可燃物等がないことを確認する。
- (3) 火気使用設備・器具の使用後は、必ず設備器具を点検し、火元の安全を確認する。
- (4) 禁煙場所では、喫煙しない。

(放火防止対策)

第31条 防火・防災管理者及び従業員は次の事項に留意して放火防止に努める。

- (1) 敷地内及び廊下、階段室、洗面所等の可燃物の整理、整頓又は除去を行う。
- (2) 物置、空き室、倉庫等の施錠管理及び関係者以外の者に侵入されない環境作りを行う。
- (3) アルバイト、パート、派遣などの従業員の入退室管理を徹底し、侵入者の監視を行う。
- (4) 監視カメラ等による死角の解消及び死角となる場所の定期的な巡回監視体制を確立する。
- (5) 休日、夜間等における巡回体制の確立と放置されている可燃物の整理整頓を行う。
- (6) 火元責任者又は最終退館者は、火気及び施錠の確認を確実にを行う。
- (7) 全従業員に対する放火防止意識の高揚策を図る。

(危険物品等の管理)

第32条 防火・防災管理者は、次の事項を遵守し、危険物の安全管理を行う。

- (1) 危険物施設の管理は、危険物取扱者又は危険物に関し必要な知識を有するものに行わせる。
 - (2) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、みだりに火気を使用しない。
 - (3) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に整理・清掃を行うとともに、みだりに空箱その他の不必要なものを置かない。
 - (4) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、当該危険物が漏れ、あふれ又は飛散しない措置を講じる。
 - (5) 定期的に「自主検査チェック表(危険物施設)」(別表14)に基づき点検し、その結果を記録保存し安全管理に活用する。
- 2 防火・防災管理者は、当該建物への持ち込みが禁止されている危険物品等を持ち込む必要がある場合は、事前に統括防火・防災管理者の承認を得るものとし、安全対策の徹底に責任を持つ。

(避難施設・防火上の構造等の管理)

第33条 統括防火・防災管理者は、避難施設及び防火設備の機能を有効に保持するため、次の事項を徹底し管理する。

- (1) 避難口、廊下、階段、避難通路その他の避難施設
 - ア 避難の障害となる設備を設け、又は物品を置かない。
 - イ 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持する。
 - ウ 床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないように維持管理する。
 - (2) 火災が発生したとき延焼を防止し、又は有効な活動を確保するための防火設備
 - ア 防火戸は、常時閉鎖できるようにその機能を保持し、閉鎖の障害となるくさびや物品を置かない。
 - イ 防火戸に近接して延焼の媒体となる可燃性物品を置かない。
- 2 防火・防災管理者は、避難施設、防火設備の役割を従業員等に十分認識させるとともに、

定期的に点検、検査を実施し、施設・設備の機能の確保に努める。

(避難経路図の掲示)

第 34 条 統括防火・防災管理者は、当該建物の避難の安全性を確保するため、避難経路図を作成し、防火・防災管理者及び従業員等に周知徹底するとともに、見やすい場所に掲示する。

第 3 節 地震に特有の内容

(建物等の耐震診断等)

第 35 条 統括防火・防災管理者は、大規模地震発生を想定した耐震診断等の結果に基づき地震発生時の建物・設備等の安全性を確認するとともに、不備等が発見された場合は、改修等の必要な措置を講じる。

(収容物等の転倒・移動・落下防止)

第 36 条 防火・防災管理者は、管理権原の及ぶ範囲の事務室内、避難通路、出入り口等の収容物の転倒・移動・落下防止に努める。

2 火元責任者及び点検・検査員は、各種点検等に合わせ、収容物等の転倒又は落下防止措置が行われていることを確認し、行われていない場合は、防火・防災管理者及び管理権原者へ報告し、必要な措置を講じる。

3 収容物の転倒又は落下による被害が当該建物内の広範囲にわたる恐れがあるものについては、各管理権原者が協議し、固定の強化等の必要な措置を講じる。

(地域防災計画等との調整)

第 37 条 統括防火・防災管理者は、消防に係る法令等及び市区が作成・公表する地域防災計画、震災の被害予測並びに防災マップ等を定期的に確認し、全体の消防計画との整合性に努める。

2 [管理権原者のうち主要なもの又は代表者] は、必要に応じ隣接建物等との応援協定を行うなど、防火対象物の存する地域の安全確保に努める。

(非常用物品の確保)

第 38 条 [管理権原者のうち主要なもの又は代表者] は、地震その他の災害等に備えて非常用物品について 3 日分をめぐりに「非常用物品等の一覧」(別表 15) のとおり確保するように努める。

2 統括防火・防災管理者は、防火・防災管理者に非常用物品の点検整備を定期に実施させる。

3 非常用物品の点検は、地震想定訓練実施時等に合わせて行う。

(ライフラインの途絶に対する措置)

第 39 条 電気、ガス、上下水道、電話等のライフラインが途絶する場合の措置は、次による。

(1) 停電への対応は、次により行う。

非常電源、携帯用照明器具等の確保及び発動発電機、蓄電機、バッテリー等の確保を図るとともに非常電源等の能力の確認を行う。

(2) ガスの供給停止への対応は、次により行う。

カセットコンロ、ボンベ、炭等の確保を行う。

(3) 断水への対応は、次により行う。

建物全体が保有する水量の把握とともに生活用水の確保及びトイレ用具等の確保を行う。

(4) 通信不全への対応は、次により行う。

電話回線の使用不能時に備え、無線機、トランシーバー、拡声器等非常時の通信連絡手段を確保するとともに平素からの訓練を行う。

※ (緊急地震速報の活用)

第 40 条 [管理権原者のうち主要なもの又は代表者] は、緊急地震速報を活用するため必要な資器材を設置し、防災センターの機能向上に努める。

(ガス漏れ時の活動)

第 41 条 地震等の災害による「ガス漏れ事故防止対策」は(別記 1)による。

第 5 章 応急対策的事項

第 1 節 共通的事項

(自衛消防組織の編成)

第 42 条 [管理権原者のうち主要なもの又は代表者]は、火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限に止めるため、自衛消防組織を編成する。

2 自衛消防組織の設置及び運用に関する事項については、各管理権原者において協議する。

3 自衛消防組織は、統括管理者が統括指揮する。

(1) 統括管理者は、自衛消防業務講習受講者等の法定資格者がその任にあたる。

(2) 統括管理者には、その任務の代行者(以下「統括管理者の代行者」という。)を定める。

4 自衛消防組織には、本部隊及び地区隊を編成する。

5 本部隊の編成は、次による。

(1) 本部隊に置く班は、指揮班、情報収集・設備監視班、初期消火班、避難誘導班、救出救護班とし、各班に班長を置く。

(2) 本部隊は、防災センターを活動拠点とし、防災センター勤務員を本部隊の中核として配置する。

6 地区隊の編成は、次による。

(1) 地区隊は、地区隊長が指揮する。

(2) 地区隊に置く班は、情報収集班、初期消火班、避難誘導班、救出救護班とし、各班に班長を置く。

7 自衛消防組織の編成及び主たる任務は、「自衛消防組織の編成と任務」(別表 16)及び「地区隊の編成と任務」(別表 17)のとおりとする。

(自衛消防組織の活動範囲)

第 43 条 自衛消防組織の活動範囲は、当該建物全体とする。

2 隣接する防火対象物からの災害を阻止する必要がある場合は、統括管理者の判断に基づき活動する。

3 隣接する建物等に対する応援出場は、隣接する建物との応援協定に基づき行う。

4 前項の協定は、[管理権原者のうち主要なもの又は代表者]が行う。

(統括管理者及び代行者の権限)

第 44 条 統括管理者は、火災、地震その他の災害が発生した場合の自衛消防活動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

2 [管理権原者のうち主要なもの又は代表者]は、統括管理者の代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

(指揮者の任務)

第 45 条 統括管理者は、[管理権原者のうち主要なもの又は代表者]の命を受け、自衛消防組織の機能が有効に発揮できるよう隊を統括する。

2 統括管理者は、消防隊へ必要な情報提供等を行い消防隊との連携を密にしなければならない。

3 地区隊長は、担当区域の初動措置の指揮統制を図るとともに統括管理者への報告、連絡を密に行わなければならない。

(本部隊の任務)

第 46 条 本部隊は、自衛消防組織の管理する区域で発生する災害においては、人命の安全確保を最優先に強力なリーダーシップを発揮し初動対応及び組織全体の統制を行う。

2 本部隊は、防災センター勤務員を中核として、次の活動を行う。

(1) 本部隊の指揮班、情報収集・設備監視班は、本部員として活動拠点(防災センター)における次の任務にあたる。

- ア 自衛消防活動の指揮統制、被害状況の把握、各種情報の整理及び記録
- イ 消防機関への情報や資料の提供、消防機関の本部との連絡
- ウ 公設消防隊への当該建物に関する情報の提供及び公設消防隊の誘導
- エ 在館者に対する指示及びパニック防止措置
- オ 関係機関や関係者への連絡
- カ 消防用設備等・特殊消防用設備等の操作運用
- キ 避難の必要性の判断及び避難経路の確認
- ク 地区隊への指揮や指示
- ケ その他必要な事項

- (2) 本部隊の初期消火班、避難誘導班、救出救護班の班は、各地区隊の応援を行う場合は、地区隊長の指揮の下で現場員として災害発生場所における任務にあたる。
- (3) 統括管理者は、地区隊長が不在となった区域で災害が発生した場合、現場に駆けつける現場員のうち1名を指揮担当に指定し、その他の現場員の活動指揮にあたらせる。
- (4) 本部隊は、地区隊長から応援要請があった場合は、他の地区隊に対して支援を要請し、応援地区隊の下で活動にあたらせる。

(地区隊の任務)

第47条 地区隊は、自らの管理する区域で発生する災害においては、地区隊長の指揮の下に初動措置を行う。

- 2 災害が発生した区域以外の地区隊の活動は、統括管理者の指示により活動する。

(地区隊の活動)

第48条 地区隊は、地区隊長の指揮の下に、次の活動を行う。

- (1) 情報収集班は、次の活動を行う。
 - ア 被害状況の把握等、情報収集活動
 - イ 災害発生場所、被害状況等の本部隊への報告
 - ウ 消防機関への通報及び指定場所への連絡
- (2) 初期消火班は、消火器、屋内消火栓等を活用し、消火活動にあたる。
- (3) 避難誘導班は、次の活動を行う。
 - ア 携帯用拡声器、メガホン等を活用しての避難誘導
 - イ 在館者のパニック防止措置
 - ウ 避難状況の確認及び本部隊への報告
- (4) 救出救護班は、次の活動を行う。
 - ア 防火戸、防火ダンパー等の操作
 - イ ガス、危険物、火気使用設備等に対する応急防護措置
 - ウ 倒壊危険箇所への立ち入り禁止措置
 - エ スプリンクラー設備等の散水による水損の防止措置
 - オ 活動上支障となる物件の除去
 - カ 救出及び負傷者の応急手当等の人命安全に係る措置

(自衛消防組織の運用)

第49条 統括防火・防災管理者は、自衛消防組織を勤務体制の変動に合わせ、柔軟に編成替えを行うとともに、従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図る。

- 2 統括管理者は、自衛消防組織の基本編成による活動では困難と認められる場合は、本部隊・地区隊の各班の人員を増強又は移動するなどの対応により、臨機に効果的な自衛消防活動を行う。
- 3 営業時間外における自衛消防組織は、「休日・夜間等の防火・防災管理体制」(別表13)に示すとおり防災センターを中核とし、在館中の従業員等は本部隊指揮者の指示の下に協力する。
- 4 営業時間外に災害が発生した場合は、消防機関に通報後、必要な初動措置を行うとともに〔管理権原者のうち主要なもの又は代表者〕、統括防火・防災管理者等に連絡し、指示、命令の下に行動する。

5 防火・防災管理者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の参集計画を別に定める。

(自衛消防組織の装備)

第 50 条 [管理権原者のうち主要なもの又は代表者] は、自衛消防組織に必要な装備品を装備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

2 自衛消防組織の装備品は、「自衛消防組織装備品リスト」(別表 18) のとおりとする。

3 自衛消防組織の装備品については、統括管理者が防災センター、各地区隊倉庫等に保管し、定期的に必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

(指揮命令体系)

第 51 条 [管理権原者のうち主要なもの又は代表者] は、災害発生の情報を受けた場合は、統括管理者に防災センター等への自衛消防本部の設置を指示する。

2 統括管理者は、防災センターでの収集情報及び地区隊長の報告等により、自衛消防活動の開始時期を決定する。

3 統括管理者は、消防機関が到着したときは、自衛消防組織の活動状況、被災状況等の情報を提供するとともに消防機関の指揮下で協力を行う。

※ 4 自衛消防組織の業務の一部を委託等により、派遣されている警備員等は、本部隊又は地区隊の下で行動する。

第 2 節 火災に特有の内容

(火災発見時の措置)

第 52 条 火災の発見者は、119 番への通報を迅速に行うとともに、防災センターに発生場所、燃焼状況や逃げ遅れの有無等について即報し、同時に周辺の者に火災を知らせなければならない。

2 火災の発見は、自動火災報知設備等の設備による感知の場合と人が直接発見する場合があるので、それぞれに応じて適切な行動を行う。

(1) 設備による感知の場合

ア 自動火災報知設備等により感知した場合は、表示区域を確認して現場へ急行し、火災を確認後、119 番へ通報する。

イ 受信機に複数の警戒区域が表示された場合は、原則として火災と断定して 119 番へ通報する。

(2) 人が直接発見した場合

周辺の者に大声で火災であることを知らせるとともに、近くの警報設備の起動装置(自動火災報知設備の発信機等)を押す。

なお、現場に複数の人がいる場合は、協力して通報・連絡や初期消火等の初動措置を行う。

(情報収集・通報連絡)

第 53 条 本部隊の情報収集・設備監視班は、次の活動を行う。

(1) 本部員として、自衛消防本部(防災センター)において任務にあたり、必要な場合は班員の一部を活動拠点に向わせる。

(2) 現場確認者から火災の連絡を受けたときの迅速な 119 番へ通報

(3) 火災発生確認後、避難が必要な階の在館者への避難誘導の放送

(4) 統括管理者、地区隊長及び関係者への火災発生連絡

(5) 避難が必要な階以外の階への火災発生及び延焼状況連絡

(6) 情報収集内容の記録・整理

2 地区隊の情報収集班は、次の活動を行う。

(1) 出火場所、燃焼状況及び延焼危険の確認

(2) 逃げ遅れ、負傷者の有無及び状況の確認

- (3) 消火活動状況、活動人員の確認
 - (4) 延焼防止、避難経路の確保のため、区画状況の確認及び防火戸等の閉鎖
 - (5) 危険物等の有無の確認
 - (6) 統括管理者又は地区隊長への情報連絡
 - (7) 情報収集内容の記録・整理
- 3 消防機関への通報は、火災の内容が把握できない場合でも即報し、状況が確認でき次第、随時追加情報を通報する。

(消火活動)

- 第 54 条 本部隊の初期消火班は、地区隊と協力し、消火器又は屋内消火栓設備等を活用して適切な初期消火を行うとともに、防火戸、防火シャッター等を閉鎖し、火災の延焼拡大防止にあたる。
- 2 地区隊の初期消火班は、迅速な初期消火による火災鎮圧に主眼をおき活動する。
 - 3 消火班以外の者で出火場所の周辺にいる者は、身近に設置してある消火器、水バケツ等により迅速に消火する。

(避難誘導)

- 第 55 条 本部隊及び地区隊の避難誘導班は、協力して出火箇所に近い場所（出火階及び直上階等）から優先的に避難誘導にあたる。
- 2 エレベーターによる避難は、原則として行わない。
 - 3 屋上への避難は、原則として行わない。
 - 4 避難誘導員の配置は、非常口、特別避難階段付室前及び行き止まり通路等とする。
 - 5 避難誘導の開始の指示命令は、統括管理者が出火場所、火災の程度、消火活動状況等を総合的に、かつ、短時間のうちに判断し責任を持って行う。
 - 6 避難誘導にあたっては、携帯用拡声器、懐中電灯、警笛、ロープ等を活用して避難者に避難方向や火災状況を知らせ、混乱防止に留意し避難させなければならない。また、障害者、高齢者、妊婦、外国人等の自力避難に支障のある者については、担当者を指定して避難させる。
 - 7 避難放送にあたっては、早口をさげ落ち着いた口調で、同一内容を 2 回程度繰り返して行い、パニック防止に努める。
 - 8 負傷者及び逃げ遅れ者についての情報を得たときは、直ちに自衛消防本部（防災センター）に連絡する。
 - 9 避難終了後、速やかに人員点呼を行い、逃げ遅れの有無を確認し、自衛消防本部（防災センター）に報告する。

(救出救護)

- 第 56 条 本部隊の救出救護班は、応急救護所を消防隊の活動に支障のない屋外等の安全な場所に設置する。
- 2 本部隊・地区隊の救出救護班員は、相互に協力して負傷者の応急手当を行い、救急隊と連絡を取り、迅速に病院に搬送できるように適切な対応をする。また、負傷者等の氏名、住所、搬送病院、負傷程度など必要な事項を記録する。
 - 3 逃げ遅れた者の情報を得た場合、救出救護班は現場へ急行し、特別避難階段、屋外避難階段等の安全な場所への救出活動を行う。
 - 4 火災の延焼拡大を防止するため、排煙口の操作を行うとともに防火戸、防火シャッター、防火ダンパー等の閉鎖を行う。
 - 5 出火階の防火戸及び防火シャッターは、他の階に優先して閉鎖する。
 - 6 自動閉鎖式の防火戸であっても、自動閉鎖を待つことなく、手動で閉鎖する。
 - 7 空調設備は、空調ダクトに火・煙が流入し、煙の拡散等危険性が拡大するので、原則として停止させる。
 - 8 危険物品等の消防活動に支障となる物件が、火災発生の現場の近くにある場合は、できるだけ早く除去する。
 - 9 エレベーターは、昇降路が煙道となる危険があるため、原則として使用不可とする。

(消防機関への情報提供)

第 57 条 本部隊は、自衛消防活動が円滑に消防機関に引き継がれ、消防隊の活動が効果的に行われるようにするため、次の活動を行う。

- (1) 消防隊進入箇所等の開放
- (2) 火災現場への誘導
- (3) 情報の提供
出火場所、燃焼範囲、逃げ遅れ者の有無、避難誘導状況、消防活動上支障となるもの(危険物品等)の有無など
- (4) 自衛消防本部等の設置場所の提供

第 3 節 地震に特有の内容

(地震発生時の初期対応)

第 58 条 地震発生時の初期対応は次により行う。

- (1) 地震発生時は、揺れが収まるまで自身の安全確保を図るとともに、周囲に身の安全確保を呼びかける。
- (2) 火気使用設備・器具の直近にいる者は、揺れを感じたとき又は大きな揺れが収まった後、電源や燃料バルブの遮断等の出火防止措置を行い、火元責任者はその状況を確認して防災センターに報告する。
- 2 防災センターにおける初期対応は次により行う。
 - (1) 初期情報は災害活動の拠点となる防災センター等に一元化し収集する。
 - (2) 防災センター勤務員は建物図面等の関係資料を準備する。
 - (3) 防災センター勤務員は、総合操作盤、館内テレビモニター、館内巡視員等から情報収集する。
 - (4) エントランス受付、社員食堂等の場所からも広く状況を収集する。
 - (5) 防災センター勤務員は、揺れが収まった後、在館者の不安感を取り除くため、次により放送を開始する。
 - ア 館内の被害状況等について逐次情報提供を行いパニックの発生防止に努める。
 - イ 負傷者情報を防災センターに提供するよう呼びかける。
 - ウ 余震等による落下物からの身体防護を呼びかける。
- 3 防災センター機器障害発生時の対応
防災センターの総合操作盤等の障害により、機器による情報収集ができなくなった場合は、情報連絡員を増強し、館内を巡回させ情報収集を行う。
- 4 統括管理者は、在館者の安全確保を図るため、館内放送により、次の内容を指示する。
 - (1) エレベーターの使用禁止
 - (2) エスカレーターの使用禁止
 - (3) 落下物からの身体防護の指示
 - (4) 屋外への飛び出しの禁止
- 5 二次災害の発生を防止するため、自主検査チェック表を活用し建物、火気使用設備・器具、危険物施設の点検・検査を実施し異常が認められる場合は、使用禁止の応急措置を行う。

※(緊急地震速報の活用)

第 59 条 防災センター勤務員は、ラジオやテレビ又は受信機により、緊急地震速報を受信したときは、次の対応を行う。

- (1) 避難口等の扉の電気錠を開錠し、避難経路を確保する。
- (2) パニック発生防止のため、落ち着いた行動を求めるなどの館内放送を行う。
- (3) 火気使用設備・器具の周辺にいる者は、出火防止のため電源や燃料のバルブを遮断する。

(地震対策本部の設置)

第 60 条 地震災害に伴う活動は、広範囲かつ長時間に及ぶことから「防火・防災協議会地震災害対策本部」(別記 2) のとおり地震災害対策本部を設置する。

- 2 地震災害対策本部の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 被害状況及び活動状況の把握
 - (2) 自衛消防活動の支援
 - (3) 応急対策の決定
 - (4) 復旧計画の策定
 - (5) その他地震災害活動に関すること
- 3 [管理権原者のうち主要なもの又は代表者]は、本部長として本部を統括するものとし、統括防火・防災管理者は、本部長を補佐して前項の任務にあたるとともに、総括班長として本部運営にあたる。
- 4 地震対策本部の設置場所は、本部長が指定する。

(被害状況の確認)

第 61 条 地震発生時の被害状況の確認等は、次により行う。

- (1) 地区隊長は、従業員等からの報告により、速やかに被害状況等を把握し、統括管理者に報告する。
- (2) 従業員等は、収容物の転倒、落下等による被害その他の異常があった場合は、地区隊長に報告する。
- 2 被害状況及び地区隊の活動状況の把握は、次により行う。
 - (1) 統括管理者は、建物全体の被害及び地区隊の活動状況を一元化して管理する。
 - (2) 統括管理者は、各地区隊長からそれぞれの担当区域における被害及び地区隊の活動状況について報告を受ける。
 - (3) 人命の安全確保を主眼に、情報の優先順位は、負傷者、閉じ込められた者の発生状況、火災等の二次災害の有無、建物構造等の損壊状況とする。
 - (4) 統括管理者は、本部隊の情報収集・設備監視班を増強し、総合操作盤、館内テレビモニター等の機器情報及び館内巡回による情報収集を強化する。
- 3 被害状況の伝達は次により行う。
 - (1) 統括管理者は、地区隊長に対し建物全体の被害状況及び各隊の活動状況を伝達し、災害活動の円滑化を図る。
 - (2) 統括管理者は、必要に応じて館内放送により館内の被害状況や活動状況等を伝達し、在館者の不安解消を図る。
 - (3) 大阪市内の地震による被害状況等について、テレビやラジオ等から情報を収集し、必要に応じて館内放送で伝達する。特に、帰宅困難者の発生に備えた交通機関の状況及び二次災害に備えた余震、津波等の発生危険について正確な情報の収集に努める。

(救出救護)

第 62 条 救出救護活動は、生存率の高い時間内に迅速かつ効率的に行う必要があり、消防機関等の到着が遅延することが予測されるため、自衛消防組織が主体となって、次により行う。

- (1) 建物等の下敷きになっている者等救出が必要な者を発見した場合は、地区隊長に知らせるとともに、周囲の者と協力して救出活動を行う。ただし、同時に火災が発生している場合は、原則として火災を制圧してから救出活動にあたる。
- (2) 救出にあたっての優先順位は、人命の危険が切迫している者から着手するとともに、多数の要救助者がいる場合は、救出作業が容易な者を優先する。
- (3) 二次災害の発生を防止するため、救助活動は、自らの避難経路を確保して実施する。
- (4) 損壊建物等での救出活動では、要救助者及び救出作業者の安全を確保するための監視員を配置し、二次災害の発生防止に努める。
- (5) 損壊建物等での救出作業では、火災発生に備えて消火器や水バケツ等を準備する。
- (6) 救出活動でチェーンソーやエンジンカッター等の機器を使用する場合は、機器の取り扱いに習熟した者が担当する。
- 2 救出活動の応援の要請等は、次により行う。
 - (1) 地区隊長は、損壊建物等での救出活動に際し、人手が不足する場合は、統括管理者に

応援要請を行うとともに、周囲の人に協力を要請する。

- (2) 事業所に備えてある防災資器材のほか必要に応じて周辺の建築業者等と事前に協定し、建設土木重機の借用及び操作技術者等の派遣を要請する。
 - (3) 自衛消防組織での対応が困難な場合は、消防機関等に連絡し協力を求める。
- 3 応急救護所の設置及び負傷者の搬送は、次により行う。
- (1) 本部隊の救出救護班は、大きな揺れが収まった後、応急救護所を速やかに設置する。
 - (2) 応急救護所は、避難等の障害とならない安全な場所に設置する。
 - (3) 救出救護班は、負傷者が発生した場合は、応急手当を行うとともに、負傷程度に緊急を要する場合は、地域防災計画に定める救護所、医療機関に搬送する。
 - (4) 負傷者を救出した場合、救出場所、時間等を記入した傷病者カードを負傷者に掲示する。
 - (5) 消防機関の救急隊による搬送が期待できない場合の搬送手段、搬送経路等について選定する。

(エレベーター停止への対応)

第 63 条 地震発生後、統括管理者は、防災センターのエレベーター監視盤等により、速やかにエレベーターの運行状況を確認し、次の活動を行う。

- (1) インターホンを活用し、各エレベーターかご内に呼びかけ、閉じ込め者の有無について確認する。
 - (2) 閉じ込めが発生している場合は、「エレベーター管理表」(別表 19) のエレベーター管理会社の緊急連絡先に連絡する。
 - (3) 閉じ込めの発生したエレベーターの停止位置を確認するとともに、インターホンにより閉じ込め者に呼びかけ、エレベーター管理会社への連絡及びその他地震被害の状況等について情報提供するなどして閉じ込め者を落ち着かせる。
 - (4) エレベーター管理会社の行う「閉じ込め者発生時の救出訓練」等に参加し技術等を習熟している者がいる場合で、エレベーター管理会社の到着が著しく遅れるなど緊急やむを得ない場合は、エレベーター管理会社の到着を待たずに二次災害に十分注意して救出活動を行う。
 - (5) エレベーター管理会社が到着した場合は、エレベーターの停止位置等の情報を伝達し、現場へ誘導する。
- 2 復旧対策等は、次により行う。
- (1) 停止したエレベーターは、安全確認が終了するまで使用禁止を徹底する。
 - (2) 長周期地震動によりエレベーターが停止した場合は、震度にかかわらず綿密な点検を行い、安全を確認する。
 - (3) エレベーターの復旧については、エレベーター管理会社との連携を十分に図る。

(地震による出火防止及び初期消火の対応)

第 64 条 地震が発生した場合、火災が同時多発する可能性があり、また、スプリンクラー設備等の消火設備が作動しないことも想定されることから、出火防止の徹底を図るため、次により措置を行う。

- (1) 火気使用設備・器具等の周辺にいる者は、地震を感じたとき又は大きな揺れが収まった後、器具等の停止、電源の遮断及び燃料バルブの閉鎖等を直ちに行う。
- (2) 二次災害の発生を防止するため、火気使用設備・器具及び危険物施設等について点検、検査を実施する。

2 火災が発生した場合は、火災発生時の対応に基づき、各地区隊長は、初期消火班に指示し、消火活動を行う。

3 複数の場所で火災が発生した場合は、人命に影響を及ぼす場所や避難経路となる場所の火災を優先して消火活動にあたる。

4 スプリンクラー設備等の自動消火設備が作動しない場合は、周囲の人の協力を求めて、消火器や水バケツを集結させて迅速に消火活動にあたる。

(避難経路の設定等)

第 65 条 地震発生後、火災や避難施設・建物の損壊等の被害から安全に避難するため、次により避難経路の確保等を行う。

- (1) 統括管理者は、防災センターの総合操作盤、館内テレビモニター等の情報並びに地区隊長からの報告等を総合的に判断し、安全な避難経路の確保を図る。
- (2) 統括管理者は、防火戸、防火シャッターの開閉等の機能障害を把握した場合は、速やかに代替の避難経路を選定し地区隊長に指示する。
- (3) 地区隊長は、揺れが収まった後、救出救護班員に避難口、廊下、避難階段等の防火戸、防火シャッターの開閉状況を確認させ、安全な避難経路を選定するとともに統括管理者に報告する。
- (4) 地区隊長は、防火戸、防火シャッターの閉鎖が不可能となり、安全区画を変更する場合は、区画内から速やかに避難誘導を行うとともに、統括管理者への報告を行う。
- (5) 火災が拡大し消火が困難となった場合は、逃げ遅れの有無を確認し、避難完了を確認した後、防火戸及び防火シャッターを閉鎖し区画することにより延焼防止措置を行う。
- (6) 建物損壊、収容物転倒、機能の損傷により、防火戸、防火シャッターが閉鎖しない場合は、手動操作によって行う。

(ライフライン等の被害への対応)

第 66 条 地震発生により、ライフライン等の被害の発生が予測されるため、次により対応する。

- (1) 停電への対応は、次により行う。
 - ア 防災センター勤務員は、自家発電設備の始動を確認するとともに、館内放送で非常電源への切り替えについて放送する。
 - イ 自衛消防活動に必要な携帯用照明器具、発動発電機、バッテリー、懐中電灯等を確保する。
 - ウ 地震後、常用電源が供給された場合の二次災害防止のためブレーカー等の遮断を徹底する。
 - エ 長時間の停電に備えて自家発電設備の燃料の補給を行う。
- (2) ガス供給停止への対応は、次により行う。
 - ア ガス緊急遮断装置の作動の確認を行う。
 - イ 地震動によるガス配管等からの漏洩の点検を行う。
 - ウ ガスの漏洩を発見した場合は、直近の遮断弁を閉鎖し、周囲の人を退避させ、火源(電灯、スイッチ等を含む)に注意する。
- (3) 断水への対応は、次により行う。
 - ア 消火用水は、必要水量が確保されているか確認を行う。
 - イ 飲料用水は、貯水槽等の損壊等の被害状況を確認する。
 - ウ 災害活動の長期化に備えて生活用水等の確保を行う。
- (4) 通信障害への対応は、次により行う。
 - ア 統括管理者は、防災センター、本部隊各班長及び地区隊長との間に複数の通信手段を確保する。
 - イ 電話による通信は、原則として緊急通信に限定し、従業員の安否等については、災害伝言ダイヤルを活用する。
- (5) 交通障害への対応は、次により行う。
 - ア 交通機関の運行状況に関する情報の収集を強化する。
 - イ 周辺道路等の亀裂、陥没による通行止め情報の収集にあたる。

ウ 交通障害が長期化するおそれが生じた場合は、早期に必要な物資等の確保を行う。

2 災害活動が長期化する場合は、地震災害対策本部の機能を強化し、自衛消防組織の要員の交代や日常生活物資の補給を行う。

(避難誘導)

第 67 条 統括管理者は、地震が発生した場合、パニック防止を図り、「避難判断基準」【別

【図1】に基づき、避難するか、在館するかを判断する。

2 前項の規定にかかわらず、防災関係機関から避難命令があった場合は、避難誘導を行う。

(避難命令の伝達)

第 68 条 避難に関する命令伝達は、視聴覚障害者、外国人等を考慮し、放送設備等を使用して行う。

(避難上の留意事項)

第 69 条 統括管理者は、地震時の避難については、在館者等の混乱防止に努めるほか、次の事項に留意する。

- (1) 建物の倒壊危険等がある場合は、在館者を屋外へ避難させる。
- (2) 統括管理者及び地区隊長は、避難の指示を出すまで、従業員等を落ち着かせ、照明器具や棚等の転倒、落下に注意しながら、柱の回りや壁ぎわなど安全な場所で待機させる。
- (3) 統括管理者は、全館一斉に避難する場合は、避難者をブロックごとに分け、避難順を指定してするなど、安全面に配慮する。
- (4) 統括管理者は、避難誘導を行う場合、地区隊長と連携し、各階の避難経路に避難誘導員を配置して行う。
- (5) エレベーターによる避難は原則として行わない。
- (6) 地区隊長は障害者、高齢者、妊婦、外国人等の自力避難に支障のある者については、担当員を指定して避難誘導の補助にあたらせる。
- (7) 地区隊長は、避難状況を逐次、統括管理者に報告する。
- (8) 統括管理者は、火災の延焼状況及び建物の損壊・倒壊等の状況を判断し、危険が切迫しているときは、地域防災計画に定める避難場所（ 区 町 丁目 「 」）へ避難誘導する。
- (9) 避難場所に誘導するときは、避難場所までの順路、道路状況、被害状況について説明する。
- (10) 避難場所への避難に際しては、車両等を使用せず全員徒歩とし、避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、避難の際には先頭と最後尾に誘導員を配置する。
- (11) 避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。

(帰宅困難者対策)

第 70 条 統括防火・防災管理者及び統括管理者は、帰宅困難となるおそれのある従業員及び顧客等に対する保護・支援の確保のため、次のことを行う。

- (1) 鉄道等交通機関の運行状況及び地震被害状況の把握に努め、館内放送等を活用して、在館者への情報伝達
- (2) 地区隊長への帰宅困難者対策実施の指示
- (3) 帰宅困難者情報等の関係機関への情報提供
- (4) 救護施設の設置指示と救護物資の支給
- (5) 従業員や従業員の家族の安否情報の確認・連絡手段として通信機関の災害伝言ダイヤル等を活用した連絡体制の確立

(ライフライン、危険物品等に関する二次災害発生防止)

第 71 条 統括管理者は、地震発生後、建物の使用開始及び復旧作業等に伴う災害発生を防止するため点検・検査員等に、次の措置を行わせる。

- (1) 火気使用設備・器具、電気器具等からの火災発生要因の排除又は使用禁止措置
- (2) 危険物品等からの火災発生要因の排除、安全な場所への移管又は危険場所への立ち入り禁止措置
- (3) 避難経路の確保及び建物内損壊場所等の応急措置
- (4) 消防用設備等・特殊消防用設備等の使用可否の状況を把握するとともに、使用可能な消火器等の安全な場所への集結
- (5) エレベーター、エスカレーター、空調設備等の稼動開始に伴う安全確認及び防護措置
- (6) 給水開始に伴う水道配管等の漏水防止措置

(復旧作業等の実施)

第 72 条 統括防火・防災管理者及び統括管理者は、復旧作業又は建物を使用再開する場合、次の措置を行う。

- (1) 復旧作業に係る工事人に対する出火防止等の対策を徹底する。
- (2) 復旧作業に係る立入禁止区域の指定及び従業員等への周知を徹底する。
- (3) 復旧作業と事業活動が混在する場合における、相互連絡の徹底及び監視を強化する。
- (4) 復旧工事に伴い通常と異なる利用形態となる場合の避難経路の明確化及び従業員への周知を徹底する。

(南海トラフ地震における対策)

第 73 条 [管理権原者のうち主要なもの又は代表者] は、南海トラフ地震に係る注意報等が発令されたときは、統括防火・防災管理者に、次の措置を行うことを指示する。

- (1) 自衛消防隊員に対する任務再確認等の指示
- (2) 従業員等への安全な場所への移動等
- (3) 火気使用の中止等の出火防止措置の徹底
- (4) 収容物の固定の強化
- (5) エレベーター、エスカレーターの使用禁止
- (6) 工事及び高所作業等の中止及び危険場所への立入禁止
- (7) 注意報の発令に関する情報収集
- (8) その他地震被害の軽減に係る必要な事項

- * 南海トラフ地震に係る防災対策を講ずる必要のある区域に該当する場合
南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、津波からの円滑な避難の確保に関する事項、その他地震防災対策上必要な事項について、人命の安全及び被害の軽減を図るため、前記の活動内容によるほか、次の事項を実施する。
- (1) 津波警報が発表された際の避難場所は [] とし、隊長が緊急性があると判断した場合、敷地内に耐震性のある建物が存する場合(自社ビルの場合は、避難した人が 3 階以上の階において集合できる階の平面図【別図 2】のとおりとする。)は、当該建物の 3 階以上の階への避難を優先する。
 - (2) 中・高層の建物に存する又は入居している施設について、高台等への避難に相当な時間を要する場合で、耐震性・耐浪性を有するなど安全性が確保されている場合においては、その地域に予想される津波の高さより高い床標高を有する階(原則として 3 階以上)を避難場所とすることができる。
 - (3) 避難場所までの避難経路は、付近見取図等(避難場所までの経路が判明する地図)【別図 3】のとおりとする。
 - (4) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、自衛消防組織は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界における M8.0 以上の地震の発生から 1 週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後 1 週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。
 - (5) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合、自衛消防組織は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上 M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震(ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く)が発生するケースの場合は 1 週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。
 - (6) 南海トラフ地震臨時情報(調査終了)が発表された場合、自衛消防組織は、管理権原者の指示に基づき、防災に関する業務を終了する。
- 2 次の防災訓練を年 1 回以上実施することとし、必要に応じて自衛消防訓練と併せて実施する。災害が起きたときの役割にあつては、自衛消防組織の任務のとおりとする。
- (1) 情報収集・伝達に関する訓練
 - (2) 津波からの避難に関する訓練
 - (3) その他前各号を統合した総合防災訓練

- 3 防火・防災管理者等が従業員等に対して行う教育は次により、別に定める防火・防災教育と併せて実施する。
- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づき取られる措置の内容
 - (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - (3) 地震及び津波に関する一般的な知識
 - (4) 南海トラフ地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が出された場合に具体的に取るべき行動に関する知識
 - (5) 南海トラフ地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が出された場合に従業員等が果たすべき役割
 - (6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
 - (7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題
- 4 防火・防災管理者等が顧客等に対して事前に行う広報は次による。
- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づき取られる措置の内容
 - (2) 南海トラフ地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が出された場合の出火防止、顧客同士が協力して行う救助活動・避難行動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
 - (3) 正確な情報入手の方法
 - (4) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - (5) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
 - (6) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

第4節 その他の災害についての対応

（その他の災害への対応）

- 第74条 従業員及び地区隊長は、大規模事故・テロ等による毒性物質の発散等があり、在館者の迅速かつ円滑な避難等が必要な場合は、統括管理者（防災センター）に報告するとともに、火災・地震発生時の通報連絡及び避難誘導活動に準じて、関係機関への通報連絡及び避難誘導を実施する。
- 2 統括管理者は、前項の情報を得た場合、原因不明の多数の死傷者等が発生した場合は、本部員（防災センター勤務員）に周囲の立入禁止措置を行わせる。

第6章 教育訓練

第1節 従業員等の教育

（管理権原者の取り組み）

- 第75条 管理権原者は、自らの防火・防災管理についての知識・認識を高めるため、消防訓練、防火・防災等に関するセミナー等に積極的に参加し、自己啓発を行う。
- 2 管理権原者は、相互に情報交換に努めるとともに、自衛消防訓練等の企画及び実施等、協議会の定める防火・防災業務を積極的に推進する。
- 3 管理権原者は、防火・防災管理者、統括管理者及び従業員等の法定講習及び防災講演会等の受講並びに教育について必要な措置を講ずる。

（防火・防災管理者の教育）

- 第76条 統括防火・防災管理者及び防火・防災管理者は、消防機関が開催する講習会及び研修会に参加し、防火・防災管理に関する知識・技術の向上に努める。

2 統括防火・防災管理者及び防火・防災管理者は、従業員に対する防火・防災研修会等を随時開催する。

3 防火・防災管理者は、防火・防災管理再講習を期限内に受講する。

(ポスター、パンフレットの作成及び掲示)

第 77 条 統括防火・防災管理者及び防火・防災管理者は、防火・防災管理業務に関するパンフレットその他の資料を作成して従業員等に周知するとともに、消防機関から配布されたポスター等を見やすい場所に掲示する。

(自衛消防組織の要員に対する教育)

第 78 条 自衛消防業務に従事する者への教育は、防火・防災管理者が実施計画を作成し、個人・集合・部分教育等を実施し記録する。

2 本部隊の班長への教育は、自衛消防業務講習を受講させる。

3 本部隊の班長以外の自衛消防組織の要員については、法定資格を努めて取得するよう指導する。

(統括管理者等の資格管理)

第 79 条 統括防火・防災管理者は、本部隊の自衛消防業務に従事する者の法定講習等の受講状況を把握し、「法定資格管理表」(別表 20)により管理し、計画的に受講させる。

(従業員等の教育)

第 80 条 統括防火・防災管理者は、従業員等に対する防火防災意識の向上を図るため、「防火・防災上必要な教育の実施予定表」(別表 21)に定めるところにより、防火・防災教育を定期的実施する。

2 従業員等に対する防火・防災教育の内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 消防計画について
- (2) 火災予防について
- (3) 自衛消防組織の編成及び任務について
- (4) 消防用設備等・特殊消防用設備等の機能及び取り扱いについて
- (5) 防災センターの役割と重要性について
- (6) 地震対策について
- (7) その他火災予防上及び自衛消防活動上必要な事項

第 2 節 自衛消防訓練の実施

(従業員等の訓練)

第 81 条 統括防火・防災管理者は、火災、地震その他の災害等が発生した場合、迅速かつ的確に所定の行動ができるよう次の区分により定期的に訓練を実施する。

(1) 総合訓練

ア 火災総合訓練 (月、 月に実施する。)

イ 地震総合訓練 (月に実施する。)

(2) 個別訓練 (随時)

ア 指揮命令訓練

イ 通報連絡訓練

ウ 消火訓練

エ 避難誘導訓練

オ 救出救護訓練

カ 消防隊の誘導・情報提供訓練

キ NBCR 等に伴う災害に係る対応訓練

(3) その他の訓練 (随時)

ア 建物平面図、配置図等を使用した図上訓練

イ 自衛消防隊の編成及び任務の確認に基づく個々の任務を遂行するための基本訓練

- ウ 自衛消防活動に供する機器、装備の取り扱い訓練
- 2 自衛消防訓練は、自衛消防組織を含むすべての従業員等を対象に実施する。

(訓練時の安全対策)

第 82 条 統括管理者は、訓練指導者 () 及び安全管理を担当する者 () を指定し、訓練時における訓練参加者の事故防止等を図るため、次により安全管理を実施する。

- (1) 訓練実施前の安全管理は次による。
 - ア 訓練に使用する施設、資機材及び設備等を事前に点検する。
 - イ 事前に訓練参加者の服装や健康状態を的確に把握し、訓練の実施に支障があると判断した場合は、必要な指示又は参加させない等の措置を講じる。
- (2) 訓練実施中の安全管理は次による。
 - ア 安全管理を担当する者は、訓練の状況全般が把握できる位置に、補助者は安全管理上必要な箇所に配置し、各操作及び動作の安全を確認する。
 - イ 訓練中において、使用資機材及び訓練施設に異常を認めた場合は、直ちに訓練を中止する等の措置を講じる。
- (3) 訓練終了後
訓練終了後の資機材収納時についても、手袋、保安帽を着装させるなどの安全措置を講じる。

(訓練実施結果の検討)

第 83 条 統括防火・防災管理者及び統括管理者は、訓練終了後直ちに訓練結果について検討会を開催する。

なお、検討会には、原則として訓練に参加した者全員が出席するように努める。

- 2 統括防火・防災管理者は、訓練の実施結果について記録し、以後の訓練に反映させる。
- 3 統括防火・防災管理者、防火・防災管理者及び統括管理者は、訓練の検討結果をもとに、防火・防災管理委員会に報告する。

(自衛消防訓練の通知)

第 84 条 統括防火・防災管理者は、自衛消防訓練を実施しようとするときは、あらかじめ実施日時、訓練内容について防火・防災管理者に周知徹底する。

第 7 章 その他

(図書等)

第 85 条 当該建物には、次の図書等を備える。

- (1) 「統括防火・防災管理台帳」(別表 22)
- (2) 緊急連絡先一覧表
- (3) 当該建物全体や各階別の見取図
 - ア テナント、通路配置など避難経路図
 - イ 消防用設備等の配置位置図
 - ウ 変電室、危険物施設などの位置図
- (4) その他防火・防災管理上必要な書類

附 則

この全体計画に定めたことは、 年 月 日から実施する。

別表1

災害想定

被害種類と考慮すべき態様 (標準的な付与条件)	番号	災害想定 (被害の具体的事象)	防火防災安全上の目標設定
1. 建物等の基本被害 ・新耐震設計基準に適合の場合、建築構造の大きな被害は考慮しなくてよいものとする。 ・耐震改修促進法の適用がある場合、その結果に基づき構造体の被害を想定する。	1		
	2		
	3		
2. 建築設備等被害 ・「建築設備耐震設計・施工指針」等に適合しない部位の損壊や機能停止を想定する。 ・「官庁施設の総合耐震計画基準」等に基づき機能維持が図られる場合を除き、何らかの機能停止が生ずることを想定する。	4		
	5		
	6		
	7		
3. 避難施設等被害			
4. 消防用設備等被害			
5. 収容物等被害			
6. ライフライン等被害			
7. 派生的に生じる被害			
8. 人的被害			

災 害 想 定

被害種類と考慮すべき態様 (標準的な付与条件)	番号	対応行動の具体化	
		応急的対策事項	予防的事項
1. 建物等の基本被害 ・新耐震設計基準に適合の場合、建築構造の大きな被害は考慮しなくてよいものとする。 ・耐震改修促進法の適用がある場合、その結果に基づき構造体の被害を想定する。	1		
	2		
	3		
2. 建築設備等被害 ・「建築設備耐震設計・施工指針」等に適合しない部位の損壊や機能停止を想定する。 ・「官庁施設の総合耐震計画基準」等に基づき機能維持が図られる場合を除き、何らかの機能停止が生ずることを想定する。	4		
	5		
	6		
	7		
3. 避難施設等被害			
4. 消防用設備等被害			
5. 収容物等被害			
6. ライフライン等被害			
7. 派生的に生じる被害			
8. 人的被害			

防火・防災管理委員会構成表

	役 職	氏 名	備 考
委員長	管理権原者		
副委員長	防火・防災管理者		
副委員長			
委 員			

※ 必要に応じてPDCAに関する小委員会等を設置する。

管理権原者等一覧表(作成例)

事業所（テナント）名称	管 理 権 原 者（役職・氏名）	管理権原の範囲 ※必要に応じ平面図等を示す
	防火・防災管理者（役職・氏名）	
〇〇〇株式会社	代表取締役社長 〇〇 〇〇	1階～3階部分
	総務部長 〇〇 〇〇	

(/)

防火・防災対象物実態把握表

項目		内容				
建 物 等	所有形態	単 独 ・ 共 有 ・ 区 分 所 有 ・ そ の 他 ()				
	建築年月日	年 月 日				
	階 数	地 上 階 ・ 地 下 階 ・ P				
	全体の用途					
	建物全体の面積	m ²				
	建物全体の収容人員	名				
	建物構造	耐 火 ・ 準 耐 火 ・ 防 火 ・ 木 造				
	建物の耐震性	耐 震 構 造 ・ 制 震 構 造 ・ 免 震 構 造				
	耐震診断の状況					
	直通階段	屋 内 (本) ・ 屋 外 (本)				
	避難場所 (一次)					
	建物内の事業所数					
	防災センター	地 上 ・ 地 下 階 常 駐 人				
	非常用エレベーター	該 ・ 否 設 置 数 ()				
	その他のエレベーター	該 ・ 否 設 置 数 ()				
エスカレーター	該 ・ 否 設 置 数 ()					
危 険 物 施 設	危険物施設等の区分・場所					
	危険物取扱者氏名					
	品 名 ・ 数 量					
	届 出 ・ 許 可					
	消防設備					
消 防 用 設 備 等	消 火 設 備	消火器	該・否	避 難 設 備	避難器具	該・否
		屋内消火栓設備	該・否		誘導灯・誘導標識	該・否
		スプリンクラー設備	該・否	消 防 用 水		該・否
		泡消火設備	該・否	消 火 活 動 上 必 要 な 設 備	排煙設備	該・否
		不活性ガス消火設備	該・否		連結散水設備	該・否
		ハロゲン化物消火設備	該・否		連結送水管	該・否
		粉末消火設備	該・否		非常コンセント設備	該・否
	警 報 設 備	自動火災報知設備	該・否	そ の 他	無線通信補助設備	該・否
		ガス漏れ火災警報設備	該・否			該・否
		放送設備	該・否			
	消防機関へ通報する火災報知設備	該・否				
備 考						

※ 必要に応じて平面図・立面図等建物概要図を活用する。

防火・防災管理業務委託状況表

(年 月 日現在)

委託方式		<input type="checkbox"/> 常駐 <input type="checkbox"/> 巡回 <input type="checkbox"/> 遠隔移報 <input type="checkbox"/> 常駐遠隔 <input type="checkbox"/> 巡回遠隔			
防火対象物	名称 所在地	TEL () -			
	管理権原者氏名		防火管理者氏名		
受託者関係事項	受託者の氏名、住所	氏名 (名称) 住所 (所在地)			
	*法人等の場合、名称及び事務所の所在地	担当事務所			
		TEL () -			
	受託者の行う防火・防災管理業務の範囲	<input type="checkbox"/> 火気使用箇所の点検等、監視業務 <input type="checkbox"/> 火災異常の遠隔監視及び現場確認業務 <input type="checkbox"/> 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 <input type="checkbox"/> 火災が発生(発見)した場合の初動措置 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 周囲の可燃物の管理 <input type="checkbox"/> その他 ()			
受託者の行う防火・防災管理業務の方法	受託区域				
	常駐場所	TEL () -			
	従事区分	<input type="checkbox"/> 終日	<input type="checkbox"/> 就業中	<input type="checkbox"/> 就業外	
	常駐人員				
	従事時間帯	****			
	巡回	回(名)	回(名)	回(名)	
要員待機場所		到着所要時間	覚知後 分		

予防活動組織編成表

防火・防災担当責任者			火元責任者	
階	役 職	氏 名	担当区域	氏 名
B 1	総務課長	〇〇〇〇	倉庫、ボイラー室	〇〇〇〇
		〇〇〇〇	駐車場、機械室	〇〇〇〇
1 階		〇〇〇〇		〇〇〇〇
		〇〇〇〇		〇〇〇〇
		〇〇〇〇		〇〇〇〇
2 階				
3 階				
4 階				
5 階				

別表8

() 月) 自主検査表 (日常)

実施責任者		防火・防災担当者、火元責任者等										担当範囲																				
実施日		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
確認箇所一斉																																
避難・ 防災 管理	防火戸の維持管理																															
	柱、はり、壁、天井、床																															
	看板、広告物																															
	避難通路 (物品の存置)																															
	避難階段 (物品の存置)																															
	通路非常照明																															
	ロッカー、書棚等の転倒防止																															
	収容物の落下防止																															
什器の移動防止																																
火気 使用 設備 ・ 器具 等	厨房設備、器具																															
	暖房設備、器具																															
	電気設備、器具																															
	フード・ダクト																															
	危険物等																															
	喫煙場所の管理																															
	放火防止																															
備考																																

統括防火・防災管理者 防火・防災管理者	確認印
------------------------	-----

備考【不備・欠陥がある場合は、直ちに防火・防災管理者に報告します。】凡例【○ 良、 × 不良、 ◎ 即時改修】
 ※ 該当項目を点検後、記入する。（不備がある場合は、項目欄に×とし、良好の場合は、確認箇所一斉欄に○とすること）

自主検査チェック表（定期）

区 分	検 査 項 目	結 果	
建築物及び工作物	1	柱・はり・壁・床等に欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。	
	2	天井の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。	
	3	窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、ゆるみ、著しい変形等がないか。	
	4	外壁・ひさし・パラペット等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上がり等が生じていないか。	
	5	防火区画（床又は壁）の埋めもどし施工は、完全であるか。	
	6	防火戸、防火シャッター及び閉鎖装置は、破損、さびつき等がなく、確実に作動するか。	
	7	防火戸、防火シャッターの作動ライン内に物品を存置していないか。	
	8	防火戸、防火シャッターの直近に可燃物を存置し、延焼媒介となるおそれがないか。	
	9	常時閉鎖式防火戸は、開放状態のまま放置していないか。	
	10	避難口扉の開放方向は、外開きとなる等、避難上適正であるか。	
	11	階段、通路等の避難施設の床面は、避難に際しつまずき又はすべり等が生じるおそれがないか。	
防火管理	12	収容人員の定員管理は、適切に行っているか。	
	13	消防計画は、実態に即した内容とし、従業員に防火上必要な教養、訓練を実施しているか。	
	14	増改築、模様替え等の工事を行う場合は、適切に防災計画を樹立し、万全を期しているか。	
	15	非常用進入口に通じる通路は、有効に確保しているか。	
	16	建築物内外は、常に整理整頓し、可燃物は放置していないか。	
	17	終業後の防火点検は、確実に実施しているか。	
避難管理	18	避難口扉は、開放したとき、開いた扉によって避難通路を狭めることがないか。	
	19	避難口扉は、避難に際して鍵を用いることなく、屋内から解錠することができるか。また、解錠方法の表示があるか。	
	20	避難口扉は、カーテン等で隠ぺいしたり、鏡その他の装飾品等を設けたりして識別の妨げとなっていないか。	
	21	避難口付近は、物品等を存置し、避難上支障となっていないか。	
	22	防火戸、防火シャッター等のそでとびら又はくぐり戸は、避難に際して直ちに開閉することができるか。	
	23	避難通路は、入場者の避難が容易に行うことができるように、すべての避難口に直通しているか。	
	24	避難通路は、入場者の避難上有効な幅員となっているか。	
	25	避難通路、避難階段に避難上支障となる物品を置いていないか。	
	26	階段を一部の用途専用となるように区画し、避難の障害となっていないか。	
	27	客室内に避難施設等を図示した避難経路図の掲出を行っているか。	

区 分		検 査 項 目	結 果
防災規制	28	カーテン、幕類、布製ブラインド、じゅうたん等、展示用合板等の防災対象物品は防災性能を有しているか。	
	29	防災性能を有するものには、防災ラベルを貼付しているか。	
火気使用設備・器具等	30	火気使用設備・器具等の構造は適正か。	
	31	火気使用設備・器具等の付近は整理整頓され、可燃物は火災予防上安全な距離を有しているか。	
	32	煙突、煙道の構造は適切か。また、可燃物とは安全な距離を保有しているか。	
	33	厨房設備・器具等（給湯湯沸器含む。）のフード、フィルター、ダクト内は、定期的に清掃し、防火ダンパーの維持管理は適切か。	
	34	異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。	
	35	燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。	
	36	火気使用設備等は、取扱責任者を定め、使用時の監視並びに使用後の点検を励行しているか。	
電気設備・器具等	37	電気配線は、適切な配線工事をしているか。	
	38	電線、コード、器具等は使用場所、用途に適合したものを使用しているか。	
	39	コードの亀裂、老化、損傷はないか。	
	40	タコ足の接続を行っていないか。	
	41	許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。	
	42	電気設備は、必要な知識及び技能を有する者によって保守点検し、安全に使用しているか。	
火の使用制限	43	裸火の使用、危険物品の持ち込みをする場合は、必要最小限度とし、消防署の許可を受けて行っているか。	
	44	喫煙の管理は、喫煙場所を設けて適切に行っているか。	
	45	喫煙所や禁煙場所を示す標識は適切に掲出されているか。	
危険物等	46	消防法又は大阪市火災予防条例で定める数量以上の危険物等（指定可燃物等、圧縮アセチレンガス、無水硫酸、液化石油ガス、生石灰、毒物、劇物を含む。）を、無許可又は無届けで、貯蔵又は取扱いをしていないか。暖房用燃料等の取扱いは、適正か。	
	47	容器の転倒、落下防止措置はあるか。	
	48	危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。	
	49	整理、清掃状況は適正か。	
検査実施日	年 月 日	防火・防災管理者 確認 統括防火・防災管理者 <small>(いずれかに○印を付ける)</small>	
検査実施者			

備考【不備・欠陥がある場合は、直ちに防火・防災管理者に報告します。】

凡例【○－良、×－不良、◎－即時改修】

消防用設備等自主点検チェック表

実施設備	確認箇所	点検結果
消火器	1 設置場所に置いてあるか。 2 薬剤の漏れ及び消火器の変形、損傷、腐食等がないか。 3 安全栓がはずれ、封の脱落がないか。 4 ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。 5 圧力計は指示範囲にあるか。	
屋内消火栓設備 泡消火設備(移動式)	1 使用上の障害となる物品はないか。 2 消火栓扉は確実に開閉できるか。 3 ホース、ノズルが接続され、変形、損傷等がないか。 4 表示灯は点灯しているか。	
スプリンクラー設備	1 散水障害がないか。 2 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。 3 送水口の変形及び障害物の存置がないか。 4 スプリンクラーヘッドに漏れ、変形はないか。 5 制御弁は常時「開」の状態になっているか。	
水噴霧消火設備	1 散水障害がないか。 2 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。 3 管、管継手に漏れ、変形がないか。	
泡消火設備(固定式)	1 泡の散布を妨げるものはないか。 2 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分がないか。 3 泡のヘッドの詰まり、変形はないか。	
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備	1 起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。(手動起動装置) 2 手動起動装置の直近の見やすい箇所に「二酸化炭素消火設備」「ハロゲン化物消火設備」の表示が設けられているか。 3 スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれはないか。 4 貯蔵容器の設置場所に標識が設けられているか。	
屋外消火栓設備	1 使用上の障害となる物品はないか。 2 消火栓扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納箱」と表示されているか。 3 ホース、ノズルに変形、損傷がないか。	
動力消防ポンプ設備	1 常置場所の周囲に使用の障害となる物品がないか。 2 車台、ボディー等に割れ、変形、ボルトの緩みがないか。 3 管そう、ノズル、ストレーナー等に変形、損傷がないか。	
自動火災報知設備	1 表示灯は点灯しているか。 2 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 3 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。 4 感知器の破損、変形、脱落はないか。	
ガス漏れ火災警報設備	1 表示灯は点灯しているか。 2 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 3 用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。 4 ガス漏れ検知器の変形、損傷、腐食がないか。	
漏電火災警報器	1 電源表示灯は点灯しているか。 2 受信機的外形に変形、損傷、腐食等がなく、油、煙、ほこり、さび等で固着していないか。	

実施設備	確認箇所	点検結果
非常ベル	1 表示灯は点灯しているか。 2 操作上障害となる物品がないか。 3 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。	
放送設備	1 電源監視用の電源圧力計の指示は適正か。また、電源監視用の表示灯は正常に点灯しているか。 2 試験的に放送設備により、放送ができるかどうかを確認する。	
避難器具	1 避難に際し、容易に接近できるか。 2 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在がわかりにくくはないか。 3 開口部付近に書棚、展示台等を置き、開口部をふさいでいないか。 4 降下する際に障害がなく、必要な広さが確保されているか。 5 標識に変形、脱落、汚損がないか。	
誘導灯	1 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。 2 誘導灯の周囲が、間仕切り、ついたて、ロッカー等で視認障害となっていないか。 3 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ、適正な取り付け状態であるか。 4 不点灯、ちらつき等がないか。	
消防用水	1 周囲に樹木等使用上の障害となるものはないか。 2 道路から吸管投入口又は採水口までに消防自動車の進入路が確保されているか。 3 地下式の防火水槽、池等は、水量が著しく減少していないか。	
連結散水設備	1 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障はないか。 2 送水口に変形、損傷、著しい腐食等はないか。 3 散水ヘッドの各部に変形、損傷がないか。 4 散水ヘッドの周囲に散水を妨げる広告、棚等の障害物がないか。	
連結送水管	1 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障はないか。 2 送水口に変形、損傷、著しい腐食がないか。 3 放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となるものがないか。 4 放水口を格納する箱は、変形、損傷、腐食がなく、扉の開閉に異常がないか。	
非常コンセント設備	1 周囲に使用上障害となる物品はないか。 2 保護箱は変形、損傷、腐食等がなく、容易に扉が開閉できるか。 3 表示灯は、点灯しているか。	
無線通信補助設備	1 地上及び地下の無線機接続端子には、無線機接続端子である旨が表示されているか。 2 地上及び地下の無線機接続端子に変形、腐食がないか。 3 地下の同軸ケーブルは、外形上著しいたるみ、亀裂等がないか。	
検査実施者氏名	防火・防災管理者 確認 統括防火・防災管理者	

備考【不備・欠陥がある場合は、直ちに防火・防災管理者に報告します。】

凡例【○－良、×－不良、◎－即時改修】

別表11

届出等チェックリスト

【防火管理】

項 目		根拠法令	要	否	届出期限・実施期限	届出日・実施日等	備 考
防火対象物使用開始(変更)届出		条例第56条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	使用開始の7日前までに		
防火管理者の選任・解任の届出		法第8条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	選任(解任)後、遅滞なく		
防火管理に係る消防計画の作成(変更)の届出		規則第3条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	作成又は変更したとき		
消防用設備等(特殊消防用設備等)点検		法第17条の3の3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	機器点検6ヶ月に1回 総合点検1年に1回		
消防用設備等(特殊消防用設備等) 点検結果報告	特 定	法第17条の3の3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1年に1回		
	非特定		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	3年に1回		
消火、通報、避難の訓練 (法第8条に基づく訓練)	特 定	・令第3条の2第2項 ・規則第3条第10項、11項 ・大阪市消防法施行規則第5条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1年に2回以上 * 事前通報		
	非特定	令第3条の2第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	定期的		
統括防火管理者の選任・解任の届出		法第8条の2第4項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	選任(解任)後、遅滞なく		
全体についての防火管理に係る消防計画の届出		規則第4条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	作成又は変更したとき		
防火対象物点検		法第8条の2の2第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1年に1回		
防火対象物点検の報告		法第8条の2の2第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1年に1回		

【防災管理】

項 目		根拠法令	要	否	届出期限・実施期限	届出日・実施日等	備 考
防災管理者の選任・解任の届出		法第36条第1項において準用する法第8条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	選任(解任)後、遅滞なく		
防災管理に係る消防計画の作成(変更)の届出		規則第51条の8第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	作成又は変更したとき		
避難訓練(法第36条に基づく訓練)		・令第48条第2項 ・規則第51条の8第3項、4項 ・大阪市消防法施行規則第6条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1年に1回以上 * 事前通報		
統括防災管理者の選任・解任の届出		法第36条第1項において準用する法第8条の2第4項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	選任(解任)後、遅滞なく		
全体についての防災管理に係る消防計画の届出		規則第51条の11の2において準用する規則第4条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	作成又は変更したとき		
防災管理点検		法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1年に1回		
防災管理点検の報告		法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1年に1回		

※ 法…消防法 令…消防法施行令 規則…消防法施行規則 条例…大阪市火災予防条例

防火・防災管理維持台帳に編冊する書類等

(防火管理維持台帳)

1	防火管理者（再）講習修了証（写し）（再講習は該当する場合に限る）
2	防火管理消防計画（写し）
3	防火管理者選解任の届出書（写し）
4	※統括防火管理者選解任の届出書（写し）
5	※全体についての防火管理に係る消防計画（写し）
6	※自衛消防組織設置の届出書（写し）
7	※統括管理者等の自衛消防業務（再）講習の修了証（写し）
8	※防火対象物点検結果報告書（特例認定申請・決定通知）（写し）
9	消防用設備等・特殊消防用設備等の設置届出書（検査済証）（写し）
10	消防用設備等・特殊消防用設備等点検結果報告書（写し）
11	消防計画に基づき実施された事項を記録した書類
12	消防用設備等・特殊消防用設備等工事・整備経過記録書類（写し）
13	消防機関等の立入検査結果通知書等（写し）
14	消防訓練通報書（写し）
15	建築物・工作物工事等関係書類
16	建築物定期検査等関係書類
17	建築物耐震診断等関係書類
18	防火関係機関の連絡先一覧表
19	その他防火管理上必要な書類

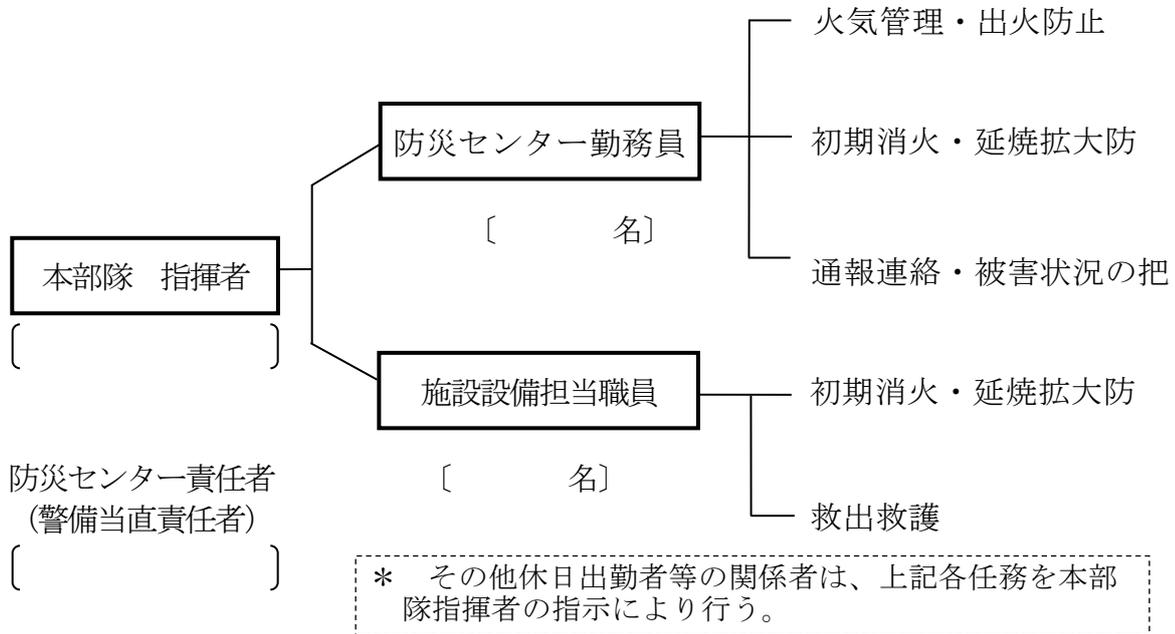
(防災管理維持台帳)

1	防災管理者（再）講習修了証（写し）
2	防災管理消防計画（写し）
3	防災管理者選解任の届出書（写し）
4	※統括防災管理者選解任の届出書（写し）
5	※全体についての防災管理に係る消防計画（写し）
6	※自衛消防組織設置の届出書（写し）
7	※統括管理者等の自衛消防業務（再）講習の修了証（写し）
8	防災管理点検結果報告書（特例認定申請・決定通知）（写し）
9	消防計画に基づき実施された事項を記録した書類
10	消防機関等の立入検査結果通知書等（写し）
11	防災訓練通報書（写し）
12	防火・防災管理委員会等関係書類
13	建築物・工作物工事等関係書類
14	建築物定期検査等関係書類
15	建築物耐震診断等関係書類
16	防火・防災関係機関の連絡先一覧表
17	その他防災管理上必要な書類

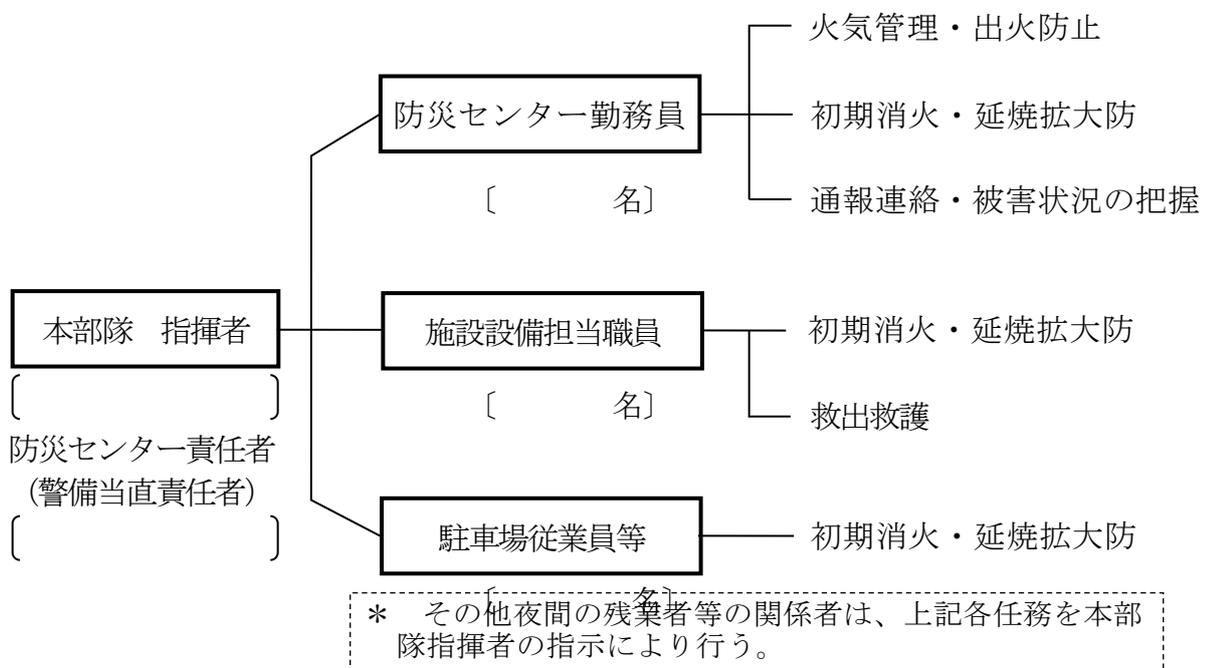
※印：該当しない場合は、編冊する書類から除く。

休日・夜間等の防火・防災管理体制

1 休日の指揮体制



2 夜間の指揮体制



自主検査チェック表（危険物施設）

区 分	検 査 項 目	結 果
位 置	1 保安距離は、適正に確保されているか。	
	2 保安距離内に保安対象物の新築、又は保安対象物への用途変更はないか。	
	3 保有空地は、適正に確保され、空地内にドラム缶等の物品を存置していないか。	
	4 保安距離又は保有空地の緩和のために設けられた防火塀等に、亀裂や損傷等はないか。	
構 造	5 建築物の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根、階段）に、損傷等はないか。	
	6 窓又は出入口の防火戸に、変形、損傷、機能不良はないか。	
	7 貯留設備（排水溝、ためます又は油分離装置）に、亀裂、損傷はないか。	
	8 貯留設備に土砂等の堆積や滞油はないか。	
	9 危険物を取り扱うポンプ室等の床に油、水等の滞留はないか。また、亀裂、損傷はないか。	
	10 屋外設備の周囲に設けられている危険物の流出を防止するための囲いその他流出防止装置に亀裂、損傷等はないか。	
	11 屋外設備の周囲に設けられている危険物の流出防止の囲い内に油、水等の滞留はないか。	
	12 タンクの基礎若しくは架台又は防油堤に、変形、亀裂又は損傷等はないか。	
	13 危険物を貯蔵する架台に損傷、変形、固定不良はないか。また、危険物を収納した容器の落下防止措置が講じられているか。	
危 険 物 施 設	14 タンク、危険物取扱設備又は危険物を取り扱う配管等から漏えいはないか。	
	15 タンク及び危険物取扱設備に、変形、亀裂、損傷、さび止め塗装のはくり又は腐食等はないか。	
	16 危険物等取扱設備の計器、制御装置、安全装置等には、損傷がなく機能は適正か。	
	17 危険物等を取り扱う配管及びバルブ等に変形、損傷、さび止め塗装のはくり又は腐食等はないか。	
	18 タンクの通気管、安全装置、自動表示装置、水抜管、注入口及び計量口には、変形、損傷がなく機能は適正か。	
	19 タンク漏洩検査管内に土砂等の堆積はないか。また、ふたは容易に開閉することができるか。	
	20 静電気除去装置に損傷、機能不良はないか。また、アースに断線、損傷又は、取付部に緩みはないか。	
一 般 設 備	21 配電盤、コンセント、電動機及び配線には、損傷がなく機能は適正か。	
	22 避雷設備、採光設備、照明設備、換気設備及び排出設備等には、損傷がなく、機能は適正か。	
	23 電気設備に、絶縁不良や接地不良はないか。	

区 分		検 査 項 目	結 果
消 防 用 設 備 等	24	消火設備には、損傷、腐食等がなく、機能は適正か。また、設置場所は適切か。	
	25	警報設備には、損傷、腐食等がなく、機能は適正か。	
	26	避難設備には、損傷等がなく、機能は適正か。	
貯 蔵 ・ 取 扱 い	27	許可又は届出に係る品名以外の危険物の貯蔵、取扱いをしていないか。	
	28	許可又は届出に係る数量若しくは指定数量の倍数を超える危険物の貯蔵、取扱いをしていないか。	
	29	火気をみだりに使用していないか。	
	30	係員以外の者をみだりに出入りさせていないか。	
	31	整理、清掃し不必要な物件が放置されていないか。また、危険物のくず、かす等の廃棄その他の処置は適切か。	
	32	危険物等の性質に応じた遮光及び換気がなされているか。	
	33	危険物等収納容器には、損傷、腐食等がなく、材質及び表示は適正か。また、容器の貯蔵、取扱いは適切か。	
	34	危険物等収納容器の積み重ね高さは適切か。	
	35	危険物等のもれ、あふれ又は飛散の防止措置は適切か。	
	36	タンクの注入口、計量口及び元弁の閉鎖状況は適切か。	
37	タンク防油堤の水抜口の閉鎖状況は適切か。		
点 定 検 期	38	保安検査は、適切に行われ、保存されているか。	
	39	定期点検は、適切に行われ、その記録が保存されているか。	
そ の 他	40	無許可又は無届けで施設の位置、構造又は設備を変更していないか。	
	41	危険物取扱者以外の者が危険物を取り扱う場合は、危険物取扱者が立ち会っているか。	
	42	危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物施設保安員は、適切に業務を行っているか。	
	43	予防規程は遵守されているか。また、変更の必要はないか。	
	44	標識及び掲示板は、見やすい箇所に設けられているか。	
45	標識及び掲示板の記載内容は適切か。また、文字は不鮮明となっていないか。		
検査実施日	年 月 日	防火・防災管理者 確認 統括防火・防災管理者	
検査実施者			

備考【不備・欠陥がある場合は、直ちに防火・防災管理者に報告します。】

凡例【○－良、×－不良、◎－即時改修】

非常用物品等の一覧

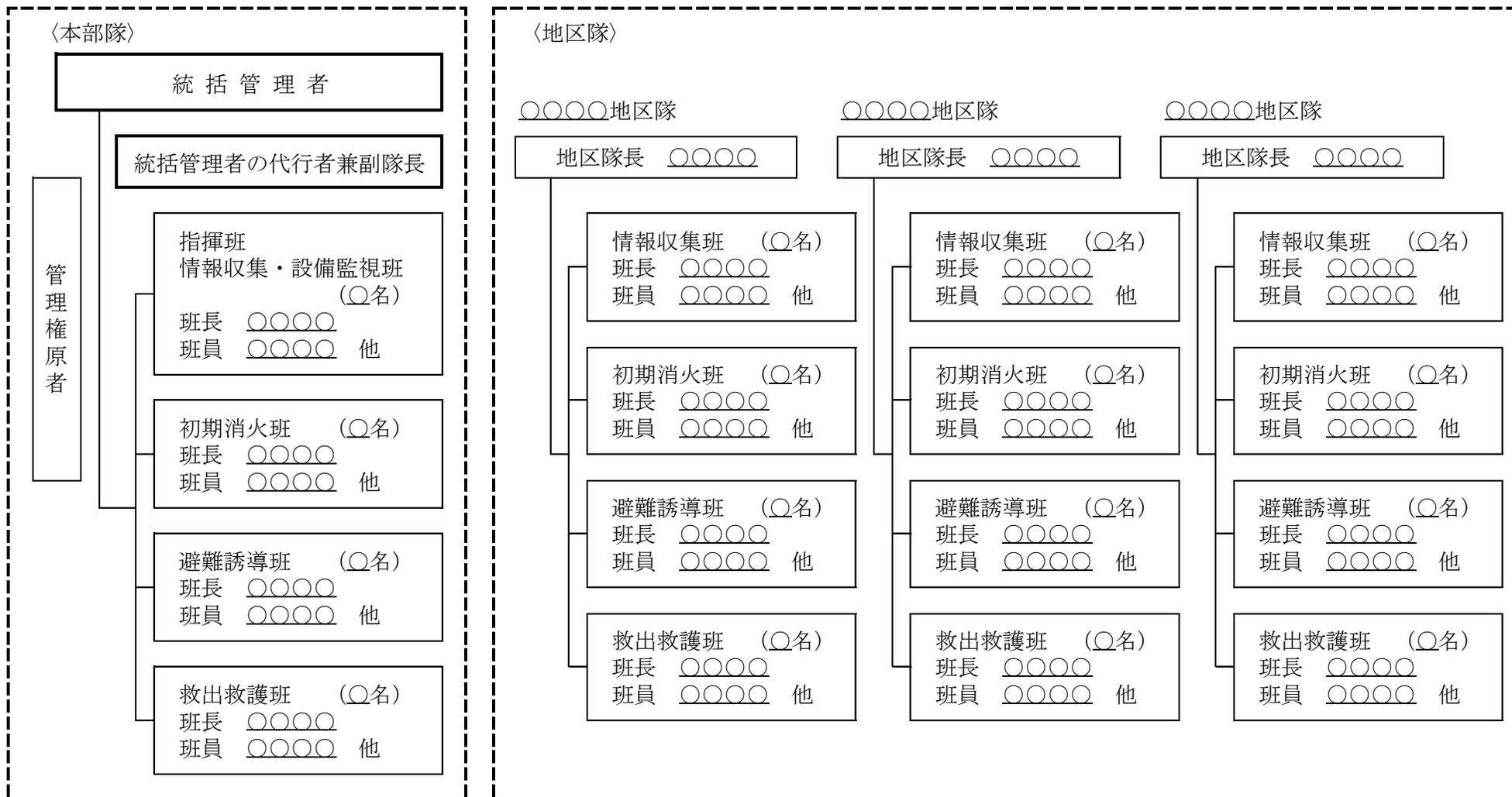
種 別	品 名
応 急 手 当 (医薬品・救急用品)	○医薬品 殺菌消毒剤、鎮痛剤、火傷薬、止血剤、胃腸薬、絆創膏等 ○救急用品 包帯、ガーゼ、三角巾、脱脂綿、ハサミ、ピンセット、体温計、副木、毛布、シーツ等
救 出 救 護	バール、ジャッキ、のこぎり、スコップ、つるはし、はしご、ロープ、鉄パイプ、斧、エンジンカッター、チェーンソー、担架、毛布等
非常用器具等	懐中電灯、ローソク、マッチ、ライター、トランシーバー、拡声器、メガホン、ラジオ、予備電池、ビニールシート、ビニール袋、ヘルメット、防災ずきん、軍手、皮手袋、テント
生活必需品	○食料3日分/1人 (缶詰、乾パン、インスタントラーメン、レトルト食品等) ○飲料水3日分/1人 (1人1日3ℓ) カセットコンロ、カセットボンベ 簡易トイレ(消毒剤含む) 下着、タオル、毛布、防寒衣、運動靴、せっけん、寝袋等
非常持ち出し品	職員等関係者連絡表、顧客情報、契約書、登記書その他重要書類 又はデータ
そ の 他	

(備考)

- ※ 非常用物品は、定期的に点検を実施する。
- ※ 火災・地震等の被害を受けにくい場所に保管・備蓄する。

自衛消防組織の編成と任務（編成表）

自衛消防組織編成表（〇〇時間帯〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分）



※ 各班は、任務を適切に行うため、最低限2人以上の要員を確保する。
ただし、被害想定、訓練の検証結果により増減することができる。

自衛消防組織の編成と任務（任務表）

1 本部隊及び地区隊の任務

本部隊の任務		地区隊の任務	
班	災害等発生時の任務	班	災害等発生時の任務
指揮班、 情報収集・設備監視班	1 自衛消防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録 2 消防機関への情報や資料の提供、消防機関の本部との連絡 3 在館者に対する指示 4 関係機関や関係者への連絡 5 消防用設備等の操作運用 6 避難状況の把握 7 地区隊への指揮や指示 8 その他必要な事項	情報収集班	防災センターへの通報及び隣接各室への連絡 地区隊長への報告
初期消火班	1 出火階に直行し、屋内消火栓設備による消火作業に従事 2 地区隊が行う消火作業への指揮指導 3 消防隊との連携及び補佐	初期消火班	消火器等による初期消火及び本部隊初期消火班の誘導
避難誘導班	1 出火階及び上層階に直行し、避難開始の指示命令の伝達 2 非常口やドアの開放及び開放の確認 3 避難上障害となる物品の除去 4 未避難者、要救助者の確認及び本部への報告 5 ロープ等による警戒区域の設定	避難誘導班	要避難時の避難者の誘導
救出救護班	1 応急救護所の設置 2 負傷者の応急処置 3 火災発生地区へ直行し、防火シャッター、防火戸、防火ダンパー等の閉鎖 4 非常電源の確保、ボイラー等危険物施設の運転停止 5 エレベーター、エスカレーターの非常時の措置 6 救急隊との連携、情報の提供	救出救護班	水損防止、電気、ガス等の安全措置及び防火戸、防火シャッターの操作 負傷者に対する応急処置

自衛消防組織の編成と任務作成上の留意事項

1 編成表

- (1) ○○の部分は、事業所に即した内容とすること。
- (2) 時間帯欄については、当該事業所の営業時間帯又は就業時間帯を記入すること。
- (3) 統括管理者の代行者を定める場合は、代行できる時間帯に空白が生じないように定めること。
- (4) 本部隊の各班、地区隊長、地区隊の各班については、構成人数及び班長、班員の役職名等を記入すること。
- (5) 時間帯により構成員の数が変動する場合は、就業人員数が最大となる時間帯を基準とした編成を行うこと。
また、人員が減少した場合でも、残った人員により、各班の活動が行える体制を考慮した編成を行うこと。

別表 17

() 地区隊の編成と任務

地区隊の編成		任 務
地区隊長 (管理権原者)		地区隊の指揮統括
地区副隊長 (防火・防災管理者)		地区隊長の代行
指揮・通信連絡・情報収集班	班長 () 班員 () () () ()	1 地区隊長の補佐 2 地区隊への命令伝達及び情報収集 3 自衛消防本部との連絡 4 119番通報及び通報確認 5 災害発生場所、被害状況等の本部隊への報告 6 館内への非常放送及び指示命令の伝達 7 消防隊への情報の提供
消火班	班長 () 班員 () () ()	1 出火場所へ直行し初期消火作業を実施 2 防煙、防火区画の設定 3 本部隊初期消火班の誘導 4 いつ火災が起きてもすぐに消火できるよう準備 5 その他必要な事項
救出・救護班	班長 () 班員 () () ()	1 負傷者の救出、救護 2 救命、救急措置 3 ドアの開放 4 その他必要な事項
避難誘導班	班長 () 班員 () () () ()	1 避難階段への避難誘導 2 要救助者、逃げ遅れ者等の確認及び報告 3 警戒区域の設定 4 ドアの開放 5 避難経路に倒れた物や落下物を除去 6 携帯拡声器等を使い落ち着いて行動するよう誘導 7 その他必要な事項

自衛消防組織装備品リスト（参考例）

任務別	品 名			
	用意すべき資機材	有無	用意が推奨される資機材	有無
指 揮	消防計画（自衛消防活動要領）		携帯用拡声器	
	建物図面 （平面図・配管図・電気設備図等）		指揮本部用の資機材及び標識（隊旗）	
	名簿（従業員・宿泊者・入院者等）		照明器具（懐中電灯・投光器等）	
			情報伝達機器（トランシーバー等）	
通報連絡	非常通報連絡先一覧表		携帯用拡声器	
			情報伝達機器（トランシーバー等）	
初期消火	防火衣又は作業衣		可搬式消防ポンプ	
	消火器具		破壊器具（とび口等）	
			防水シート	
避難誘導	マスターキー		ロープ	
	切断器具（ドアチェーン等切断用）		誘導の標識（案内旗等）	
	名簿（従業員・宿泊者・入院者等）			
	携帯用拡声器			
	照明器具（懐中電灯等）			
安全防護	キー、手動ハンドル（防火シャッター、エレベーター、非常ドア等）		エンジンカッター	
	救助器具 （ロープ、バール、ジャッキ等）		油圧式救助器具セット	
	建物図面 （平面図・配管図・電気設備図等）			
応急救護	応急医薬品		応急救護所設置資機材 （テント、ベッド等）	
	担架		受傷者記録用紙	
			車イス	
			自動体外式除細動器（AED）	
搬 出	非常用搬出品リスト （契約書類、台帳、PC、電子記録等）		防水シート	
			保管標識	
その他	災害用活動服、ヘルメット、運動靴、手袋、警笛		携帯発電機	

- ※ ・資機材は持ち出しやすい場所に備蓄・保管します。
 ・備蓄・保管施設に損壊等のおそれがある場合は、分散して保管します。
 ・食料（缶詰、乾パン等）：必要日数×必要人数分
 ・飲料水（目安3リットル／1日）：必要日数×必要人数

エレベーター管理表

メンテナンス会社	(株) ○○サービス			
	区 町 丁目 番 号			
	通常連絡先： 緊急時連絡先：			
担当者				
エレベーター	設置場所	通称・番号	製造会社	備考

法定資格管理表

【 年 月 日現在】

役割・任務		氏名	就任年月 日	資格取得年月 日	資格番 号	再講習年月 日	次回再講習期 限
統括管理者							
班 長	指揮班						
	初期消火 班						
	避難誘導 班						
	救出救護 班						
班 員 等							

防火・防災上必要な教育の実施予定表

対象者	実施回数 (時期)	教育内容 (講習・研修会 等)	実施者
管理権原者	年2回 (月 月)	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇消防署協議会研修 ・地震対策セミナー 	消防署 〇〇防災科学マネジメント
防火・防災管理者	年2回 (月 月)	<ul style="list-style-type: none"> ・企業防災担当者研修 ・地震対策セミナー 	〇〇企業防災研究所 〇〇建築防災科学センター
統括管理者		<ul style="list-style-type: none"> ・当ビル防火・防災研修会 ・防災対策講習会 	防火・防災管理者 〇〇
本部隊班長		<ul style="list-style-type: none"> ・当ビル防火・防災研修会 ・自衛消防研修会 	防火・防災管理者 統括管理者
本部隊班員		<ul style="list-style-type: none"> ・当ビル防火・防災研修会 ・自衛消防研修会 	防火・防災管理者 統括管理者
地区隊長		<ul style="list-style-type: none"> ・当ビル防火・防災研修会 ・防災対策講習会 	
防火・防災担当責任者			
火元責任者			
従業員等			
派遣社員 アルバイト パート	採用時 年2回 (月 月)		
統括管理者・本部隊の班長・防災センター勤務者は「自衛消防業務講習」を受講させる。			

統括防火・防災管理台帳

防火対象物 名称・所在地					
管 理 関 係	所有者	氏名・住所（法人の場合は、名称・住所・代表者職・氏名）			
	統括防火・防災 管理者	氏名（勤務先所在地・名称・職・氏名）			
建 物 概 要	構造様式（階数）		建築面積㎡	延面積㎡	テナント数 （従業者数）
	合 計	敷 地 面 積 ㎡	㎡	㎡	店 （ 名）
電 気 ・ ボ イ ラ ー ・ 危 険 物 概 要	施設別（能力・容量・取扱数量等）			設置（許可・届出）年月日	

<p style="text-align: center;">消 防 用 設 備 等</p>	<p>設備別（種別・数量・設置位置等）</p>	<p>設置（届出）年月日</p>
<p style="text-align: center;">備 考</p>		

ガス漏れ事故防止対策

第 1 日常における対策

- 1 ガス会社が行う定期点検等の立会い
防火・防災管理者は、ガス会社等が行う定期点検等に立会い、状況の確認に努める。

第 2 ガス漏れ時の応急措置

- 1 ガス漏れ覚知時の措置
防火・防災管理者は、ガス漏れの通報又はガス漏れ火災警報設備等の作動により、ガス漏れを覚知した場合は次に定める必要な措置をとる。
 - (1) ガス臭気の通報があった場合、〔 (例) 防災センター〕の勤務員は、ガス漏れ場所のガス臭気の程度及び実施した措置等について聴取し、その状況を館内放送する。
 - (2) 〔 (例) 防災センター〕の勤務員は、ガス漏れ火災警報設備等が作動したことを放送する。また、検知器の作動した場所の従業員は、その状況を〔 (例) 防災センター〕に報告する。
 - (3) ガス臭気の通報があった場合、〔 (例) 防災センター〕の勤務員は、直ちにガス漏れ区域に直行し、その状況を〔 (例) 防災センター〕に報告する。
- 2 通報連絡
〔 (例) 防災センター〕の勤務員は、ガス漏れを確認後、直ちに大阪ガス（ ）営業所（電話番号 - ）及び119番へ通報するとともに、自衛消防隊長に報告し、次の内容を放送する。
 - (1) ガス器具のほか、電熱器を含むすべての火気の使用禁止
 - (2) 喫煙の禁止
 - (3) 電源スイッチ操作の禁止
 - (4) 火花を生ずるおそれのある作業又は行為の禁止
- 3 避難誘導
ガス漏れが発生した場合、自衛消防隊長は時機を失することなく在館者に避難の指示をするとともに、火災時の自衛消防活動と同様の避難誘導體制をとる。
- 4 漏えいガスの排除
漏えいガスは、窓等の開放による自然換気を原則として拡散排除に努める。

第3 教育及び訓練

1 教育の実施

教育は、防災教育の時期に合わせて実施するものとし、内容は次による。

- (1) ガス爆発の影響範囲に関する知識
- (2) ガス漏えい時の措置
- (3) ガス漏れ火災警報設備等の機能
- (4) 緊急遮断弁の位置及び閉止の基準等
- (5) その他必要な事項

2 訓練の実施

訓練は、自衛消防訓練の時期に合わせて実施するものとし、実施内容は次による。

- (1) 通報伝達
- (2) 爆発防止措置
- (3) 在館者等の避難誘導
- (4) ガス漏れ箇所の確認
- (5) 緊急遮断弁の閉止操作
- (6) 立入禁止区域設定
- (7) 救助、救急
- (8) 救護所の設営及び負傷者の状況等の情報収集
- (9) その他

別記 2

[ビル防火・防災協議会地震災害対策本部]

1 目的

地震災害は、同時多発し、その活動は長時間と多くの人の協力が必要となることから、社内が一体となって人命の安全と被害の軽減及び復旧対策等を行うため「地震対策本部」を設置する。

2 設置時期

震度 6 強以上の地震が発生した場合に設置する。

3 活動内容

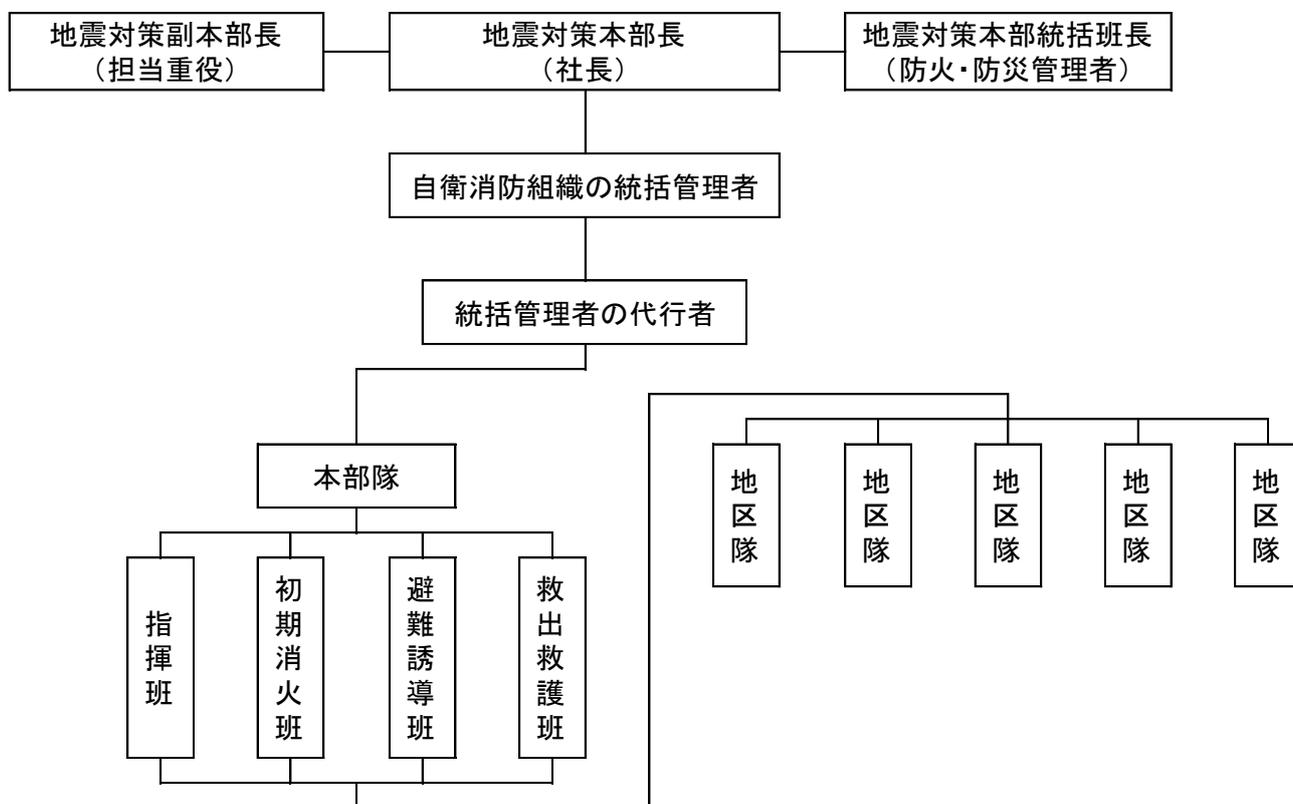
地震対策本部は、被害状況の把握、自衛消防活動の支援、応急対策の決定、復旧計画の策定等地震災害全般にわたって決定する。

4 組織及び任務

- (1) 本部長は社長、副本部長は担当役員等、総括班長は、防火・防災管理者とする。
- (2) 本部長は、地震災害活動の最高指揮者として自衛消防組織の行う活動を統括する。
- (3) 副本部長は、本部長を補佐するとともに自衛消防組織の円滑な活動について支援する。
- (4) 総括班長は、自衛消防組織の活動の支援活動（庶務的活動）にあたる。

5 対策本部の設置場所

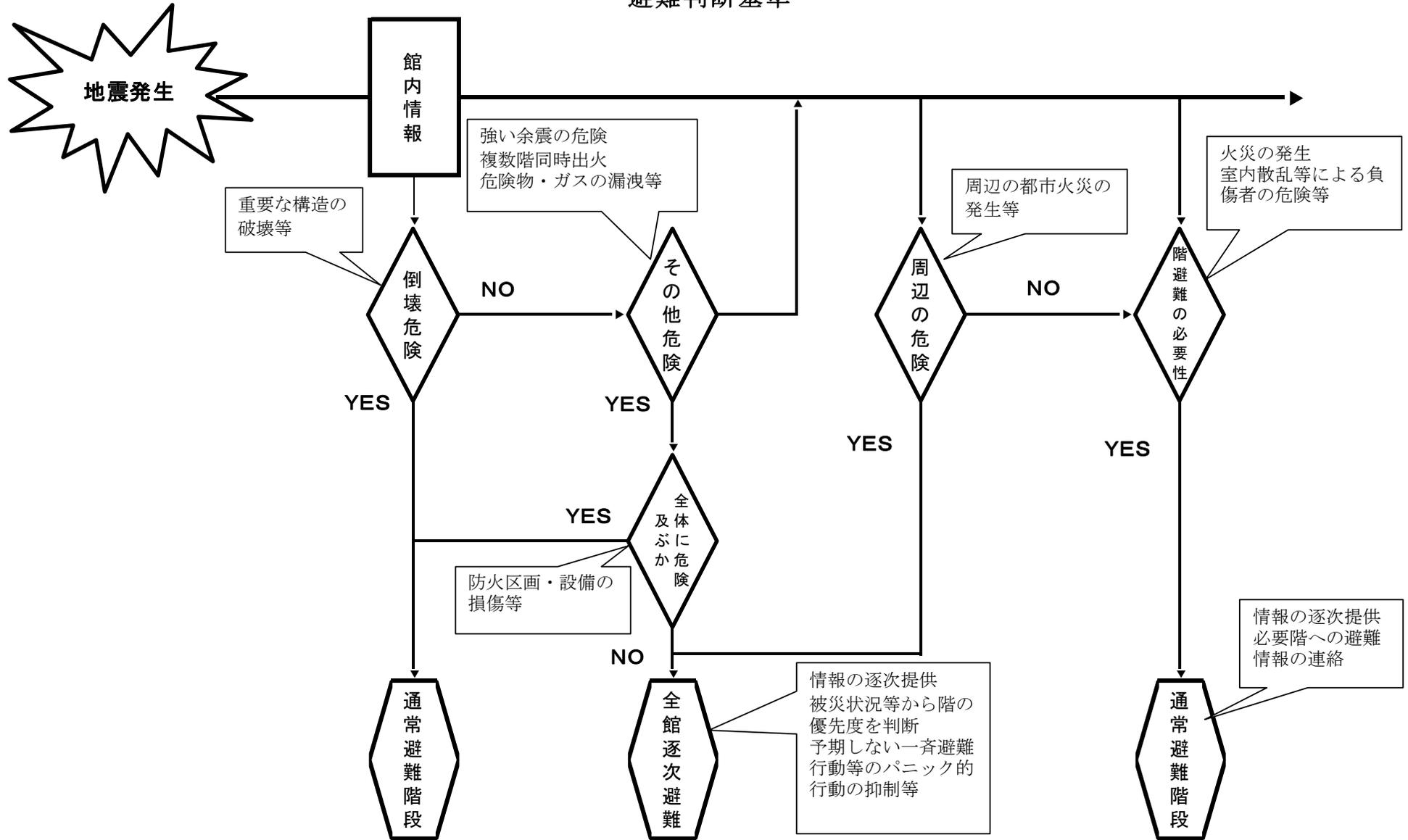
本部長が指定した場所とする。



- ※ ・地震災害活動時には、「連絡通報・設備監視班」要員を増強する。
- ・地震災害活動時には「救出救護班」は、応急救護所を設置する。

【別図1】

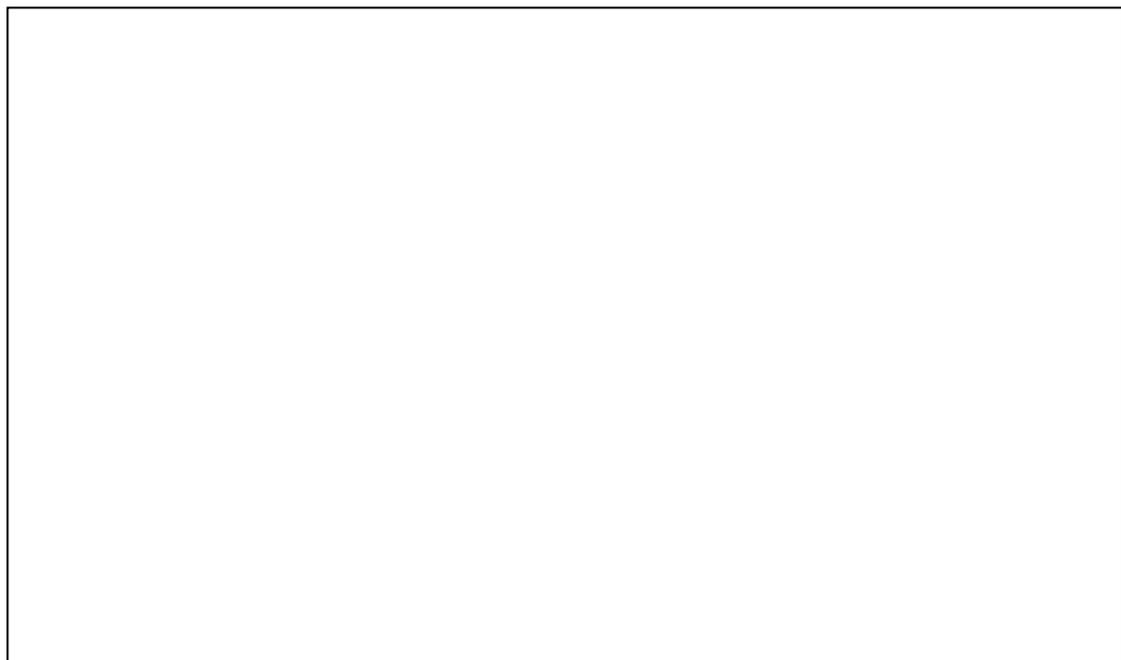
避難判断基準



【別図 2】 平 面 図



【別図 3】 付近見取図 [避難経路図]



(避難場所までの避難経路図を貼付すること)

※【別図 2】または【別図 3】を必要に応じて作成する。